內閣情報部編輯

週報

八月十六日號

農林水産物の增産計畫
新民會とは何か
世界捕鯨戰の話
興亞奉公日設定さる

日米通商條約廢棄問題

第一四八號　昭和十一年十月一日第三種郵便物認可
昭和十四年八月十六日發行　（毎週一回水曜日發行）
五錢

週報　昭和十一年十月一日第三種郵便物認可
昭和十四年八月九日發行　（毎週一回水曜日發行）

藥用
クラブ歯磨

藥用歯磨として、最高の性能！

一般の黑褐な歯磨では大切な歯の健康は保證されません。その點、藥用クラブ歯磨は八大寶特許による强い清淨力で口中のバイキンを完全に殺菌すると共に歯と歯ぐきを衛生的に强化しますからメシ、口臭、歯槽膿漏を的確に防止します

內閣印刷局印刷發行

（本書の大さは國定規格（A5）判）

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

（品作選當等一一タスポ局時）

露光量違いにより重複撮影

目次

（八月十六日 第一四八號）

内閣告示號外……二
重要農林水産物の増産計畫　農林省……三
新民會とは何か
少年宣撫隊と婦女宣撫隊　北支連絡事務部……三
世界捕鯨戰の話　農林省水産局……三
海軍への獻金はどこへ使はれてゐるか　支那派遣軍報道部……三
日米通商條約廢棄問題　外務省情報部……
興亞年公日（決定）……七
戰時下の勞務動員……四
最近公布の法令　内閣官房總務課……四

週間

八月五日（土）

▽東亞聯盟運動の目的から中部産業會計（設立され、資本金七千五百萬圓）

▽出版界の統合の金業整理（資本六十五萬の台湾の新聞社）

八月六日（日）

▽千五百八十時名の戦死者の遺骨の父と妻

▽第四期海軍志願兵

八月七日（月）

▽満洲国とハンガリー王国の文化交流

▽ハンガリー王国公使ヒ・ラ・ボ

八月八日（火）

▽ハンガリー王国公使ヒ・ラ・ボ

▽ハンガリー王国公使ヒ・ラ・ボ

▽ハンガリー王国公使ヒ・ラ・ボ

▽ハンガリー王国公使ヒ・ラ・ボ

八月九日（水）

▽年産十時廣東放送局から汪兆銘「如何にして和平を實現するか」

八月十日（木）

▽

八月十一日（金）

▽

今週の暦

八月十七日（五日間）　大日本少年團協議會

八月十七日（五日間）　大日本少年團協議會

日誌

八月五日（土）

▽東亞聯盟運動の目的から中部産業會計（設立され、資本金七千五百萬圓）

▽出版界の統合の金業整理（資本六十五萬の台湾の新聞社）

八月六日（日）

▽千五百八十時名の戦死者の遺骨の父と妻

▽第四期海軍志願兵

八月七日（月）

▽満洲国とハンガリー王国の文化交流

▽ハンガリー王国公使ヒ・ラ・ボ

八月八日（火）

▽ハンガリー王国公使ヒ・ラ・ボ

▽ハンガリー王国公使ヒ・ラ・ボ

▽ハンガリー王国公使ヒ・ラ・ボ

▽ハンガリー王国公使ヒ・ラ・ボ

八月九日（水）

▽年産十時廣東放送局から汪兆銘「如何にして和平を實現するか」

八月十日（木）

▽

八月十一日（金）

▽

今週の暦

八月十七日（五日間）　大日本少年團協議會

八月十七日（五日間）　大日本少年團協議會

新聞

日米通商條約廢棄問題

興亞年公日（決定）

戰時下の勞務動員

最近公布の法令

雜誌

興亞年公日（決定）

戰時下の勞務動員

最近公布の法令

日誌

八月五日（土）

▽東亞聯盟運動の目的から中部産業會計（設立され、資本金七千五百萬圓）

▽出版界の統合の金業整理（資本六十五萬の台湾の新聞社）

八月六日（日）

▽千五百八十時名の戦死者の遺骨の父と妻

▽第四期海軍志願兵

八月七日（月）

▽満洲国とハンガリー王国の文化交流

▽ハンガリー王国公使ヒ・ラ・ボ

八月八日（火）

▽ハンガリー王国公使ヒ・ラ・ボ

▽ハンガリー王国公使ヒ・ラ・ボ

▽ハンガリー王国公使ヒ・ラ・ボ

▽ハンガリー王国公使ヒ・ラ・ボ

八月九日（水）

▽年産十時廣東放送局から汪兆銘「如何にして和平を實現するか」

八月十日（木）

▽

八月十一日（金）

▽

今週の暦

八月十七日（五日間）　大日本少年團協議會

八月十七日（五日間）　大日本少年團協議會

新聞

日米通商條約廢棄問題

興亞年公日（決定）

戰時下の勞務動員

最近公布の法令

雜誌

興亞年公日（決定）

戰時下の勞務動員

最近公布の法令

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

露光量違いにより重複撮影

目次（八月十六日）

内閣告諭録外……三
重要森林水産物の増産計畫　農林省……三
新民會とは何か
少年武藝隊と婦人定員隊　北支派遣軍報道部発表……二
世界抑壓職の新　農林省水産局……三
海軍への獻金はどこに使はれてゐるか　海軍省海軍省軍事部……三
日米通商條約廢棄問題　外務省情報部……三
興亜聚会日設定さる……三

目次

戰時下の勞務動員……四

今週の極

八月十一日（金）

▼不拡大方針放棄から支那事変

「如何にして利子を償還するか」

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月十日（木）

▼加藤公使クレーギー英大使ノ会見

▼日満経済ブロック

▼日満経済ブロック

▼日満経済ブロック

八月九日（水）

▼不拡大方針放棄から支那事変

「如何にして利子を償還するか」

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月八日（日）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月七日（月）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月六日（土）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月五日（金）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月四日（木）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月三日（水）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月二日（火）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月一日（月）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月十日（木）

▼加藤公使クレーギー英大使ノ会見

▼日満経済ブロック

▼日満経済ブロック

▼日満経済ブロック

八月九日（水）

▼不拡大方針放棄から支那事変

「如何にして利子を償還するか」

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月八日（日）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月七日（月）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月六日（土）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月五日（金）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月四日（木）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月三日（水）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月二日（火）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月一日（月）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月十日（木）

▼加藤公使クレーギー英大使ノ会見

▼日満経済ブロック

▼日満経済ブロック

▼日満経済ブロック

八月九日（水）

▼不拡大方針放棄から支那事変

「如何にして利子を償還するか」

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月八日（日）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月七日（月）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月六日（土）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月五日（金）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月四日（木）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月三日（水）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月二日（火）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

八月一日（月）

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

▼ソ連ノ対日不可侵条約廃棄ノ理由

内閣告諭號外（昭和十四年八月十一日官報號外）

支那事變勃發以來茲ニ二年有餘、稜威ノ下皇軍將兵ノ勇戰健鬪ト、軍後國民ノ協心戮力トニ依リ、未曾有ノ戰果ヲ獲得セリ。然レドモ事變ノ推移ニ善處シ、國際政局ノ情勢ニ對應シ、此ノ時艱ヲ克服シテ聖戰所期ノ目的ヲ貫徹シ、以テ東亞新秩序ノ建設ヲ完成センガ爲ニハ、更ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發揮トニ俟タザルベカラズ。是レ畏クモ　聖勅ノ既ニ諭シ給ヘル所ナリ。全國民宜シク　叡旨ヲ奉體シテ、奉公ノ誠ヲ效スベキナリ。

顧フニ國民精神總動員ハ、事變勃發直後ヨリ實施セラレ、各自相戮ウテ盡忠報國ノ精神ヲ振起シ、之ヲ日常ノ業務生活ノ間ニ實踐シ來レリ。唯夫レ今後局面ノ益〻重大ナルベキヲ豫想スレバ、國民精神總動員モ亦之ニ即應シテ更ニ一層ノ强化ヲ必須トスベシ。是レ曩ニ其ノ新展開ニ關スル基本方針ヲ決定シテ、全國民ノ決意ヲ新ニシ、銳意之ガ實效ヲ擧ゲンコトヲ期シツツアル所以ナリ。因テ茲ニ國民精神總動員委員會決定ノ趣旨ヲ採擇シ、每月一日ヲ以テ興亞奉公日ト定メ、之ヲ恒久實踐ノ源泉タラシム。是ノ日卽チ全國民ガ特ニ戰場ノ勞苦ヲ想ヒ、自肅自省、的確ニ之ヲ實際生活ノ上ニ具現シ、一億一心、興亞ノ大業ヲ翼贊シ、以テ國力ノ增强ヲ圖リ、强力日本ノ建設ニ邁進スルノ日タリ。全國民必ズヤ克ク此ノ趣旨ヲ諒トシ、小ナル實踐モ之ヲ積ンデ大ナル目的ニ到達セシメ、傳統的精神力ヲ集結シテ、國家總力ノ發揮ニ努メ、以テ　叡旨ニ奉對スル所アラン。是レ本大臣ノ深ク全國民ニ期待スル所ナリ。

昭和十四年八月十一日

内閣總理大臣　男爵　平沼騏一郎

重要農林水産物の增産計畫

農林省

一

今わが國は總力を聖戰の目的貫徹に集中し、長期建設に邁進してゐるが、このときに當り、國家活動の根基である重要農林水産物の生産の維持增進を圖ることは刻下緊急の要務である。

卽ち第一は國民の主要食糧の確保である。由來、わが國の主要なる食糧品は殆んど國内で自給し得たのであつて、この事は平戰時を通じてわが國經濟の絶大な强みであつたのであるが、更に時局の進展と共に一段とその重要性が加はつてきた。萬一これが供給に不安を感ずるやうな事態に立ち到るならば、皇軍及び銃後國民の士氣に甚大なる影響を及ぼすことになるのである。殊に戰時に於ては食糧の需要は一層增大する事實に鑑み、これが一層の增産を圖ることは最も喫緊の事柄である。

第二は工業原料品の供給である。勿論工業原料品を自由に輸入し得た時には、この問題は左程重要性を持たないが、戰時には外國より輸入できない工業品を、農山漁村から得られる原料を資材として、國内で製造し輸入品に代用せしめなくてはならない。わが國のやうな資源に乏しい國ではこの事が特にそれは重要なことである。

第三は貿易關係農林水産物の生産擴充である。長期建設の目的達成のためには、輸出貿易の振興による外貨の獲得はます〳〵緊切となつてきたのであるが、農林水産物は生産資材を海外からの輸入に俟つことの少い輸出品として現下の經濟體制上特に重要視されなくてはな

らない。從つて農林水産物の輸出は今後いよ〳〵伸長せしめると共に徹底的に生産擴充を圖る必要がある。

以上の必要に即應して、農林省では事變勃發以來農林水産物の生産擴充のために種々の施設を行つてきたのであるが、更に時局の進展に鑑み、重要農林水産物生産の維持增進の完璧を期するためには、その生産を計畫的に遂行しなくてはよくその使命を果たすことが難しい實情にある。

そこでまづ本年度はさし當り米穀、小麥、酒精原料の甘藷馬鈴薯、麻類、繭、木炭、畜産物、水産物等の計畫生産を行ふことにし、それ〴〵一定の增産目標を定め、その增産數量を國は各道府縣へ割當て各道府縣は郡市町村より部落の實行團體へと生産割當を行つたのである。

目下農山漁村はその割當てられた數量の生産を責任を以て實行してゐるのであるが、この重要農林水産物の全面的增産計畫こそ實にわが國農林政策としては劃期的な政策である。

今般の增産計畫は、國に於て一定の生産計畫を立てこれを各道府縣、市町村、部落、農家へ割當て所期の成果を擧げようとするもので從來の農村經濟更生計畫とはその趣旨を異にしてゐるのである。以下本年度に於て政府が立てた重要農林水産物の增産計畫の概要を說明することにする。

一　米穀

基準數量　六三、四六五、〇〇〇石

增産數量　四、〇〇〇、〇〇〇石

米穀はいふまでもなくわが國民の主要食糧であるが、事變以來幸にもこれが供給に少しの不安もなかつたのである。しかしながら事變のため相當多數の壯丁が應召してゐるばかりでなく軍需産業等に轉出し、また役畜の徵發買上、肥料その他の生産資材の消費規正等が行はれてゐるため、生産は動もすれば減産の虞れがあるにも拘はらず、その反面、米穀の消費は著るしく增加し昭和十

三米穀年度などは內外地を通じて一億石を越えるに至つた。そして萬一天候不良の年柄にでも遇ふならば少からざる困難に直面しなければならない虞れがあるのである。

かういふ事情を考慮するならば、この際平時以上に米穀の供給を豐富にする事が極めて緊要なことである。政府はかゝる米穀事情に鑑み、昭和十四年度に內地に於て四百萬石、朝鮮に於て百二十萬石、臺灣に於て五十萬石合計五百七十萬石の增産計畫を樹立したのである。而して右の增産數量の府縣への割當方法は、昭和八年以降の實績に基づき道府縣毎の平年作柄に於ける米穀反當收量を推定し、これに昭和十三年の稻の作付反別を乘じたものを基準として增産數量を配分して割當を行ひ、道府縣は更にこれを同樣な方法で郡市町村に割當をしたのである。

增産確保の方法としては、耕地の改良擴張による作付反別の增加によることが最も確實な方法であるが、これは速急本年度の增收を期待できないので、主として稻作技術を總動員して專ら反當收量の增加に俟たうとするものである。從來農林省が試みてゐる各地方の集團實地指導地の改善區と慣行區との反當收量の比較成績に徵しても技術の改善に依つて本年度の增産計畫はその目的を達成し得るものと確信してゐる。右の增産計畫達成のために既往の施設の外に本年度に約七百八十五萬圓の經費を計上して次のやうな施設を行ひ其の徹底を期することとした。

(一)地域別耕種改善規準の設定竝びに之が實施促進奬勵　(二)水稻育苗施設奬勵　(三)病害蟲防除奬勵　(四)指導普及施設助成　(五)增産奬勵金の交付　(六)部落團體事業助成。

二　小麥

基準數量　九、五〇〇、〇〇〇石

增産數量　一、五〇〇、〇〇〇石

小麥はわが國に於ては米に次ぐ國民の食糧であり、約十年前迄は四百八十萬石(約五千萬圓)を海外よりの輸入に俟つた狀況に鑑み、政府は昭和七年度より國內に於け

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

る小麦の自給自足を目標とする増産計畫を立て各般の方策を講じ、その結果は極めて順調に進展したのであつて、最近では作付反別に於て七十二萬町歩、年作柄に於て九百五十萬石に達しほゞその目的を達成したのである。

ところが事變勃發以來、外國産小麦の輸入が極度に制限を受けるに至ると同時に、新たに北支那及び滿洲方面の小麦粉、麦粉の輸出が急激に增加し、これ等圓ブロック向の小麦粉は大部分内地小麦を原料とせざるを得なくなつた。

そこで小麦の增産の必要に迫られ、内地需要に對する供給及び輸出向原料小麦の生産を考慮して取りあへず標記の增産計畫を立てたのである。この基準數量は昭和十一年より同十三年迄の三ヶ年平均反收、並に反別を乘じたもので增産數量はその約一五・八％に當つてゐる。道府縣への割當は播種期、肥料を俟つて決定することになつてゐる。

增産の方法は增産數量百五十萬石中五十萬石は反當收穫の增加により、百萬石は約八萬町歩の作付面積の增加にまつのであるが、右の增産計畫遂行のためには從來の小麦の自給自足を目標とする增産計畫を立て各般の方策を講じ、その結果は極めて順調に進展したのであつて、最近では作付反別に於て七十二萬町歩、年作柄に於て九百五十萬石に達しほゞその目的を達成したのである。

限を受けるに至ると同時に、新たに北支那及び滿洲方面の小麦粉、麦粉の輸出が急激に增加し、これ等圓ブロック向の小麦粉は大部分内地小麦を原料とせざるを得なくなつた。

そこで小麦の增産の必要に迫られ、内地需要に對する供給及び輸出向原料小麦の生産を考慮して取りあへず標記の增産計畫を立てたのである。この基準數量は昭和十一年より同十三年迄の三ヶ年平均反收、並に反別を乘じたもので增産數量はその約一五・八％に當つてゐる。道府縣への割當は播種期、肥料を俟つて決定することになつてゐる。

增産の方法は增産數量百五十萬石中五十萬石は反當收穫の增加により、百萬石は約八萬町歩の作付面積の增加にまつのであるが、右の增産計畫遂行のためには從來

四　麻　類

学麻	播種數量	増産數量
	〔生産費高面積〕	〔生産費高面積〕
	三、七三〇、〇〇〇	二、九七〇、〇〇〇

麻類は事變前年二千六百萬圓に上る輸入を仰いでゐたが、事變勃發と共に輸入は激減し、その上軍需麻製品及び漁網原料としての需要の增加及び輸出新規開拓等に伴ひ、需給は著るしく逼迫を呈してゐる現狀であつて、学麻の如きは昨年度は生産品は挙げて軍需に充てなほその需要に應じ得ない狀態であつて國内の油糧を急務としてゐる。大麻は大體自給自足の實情であつたが、生産が比較的容易なので麻類全體の供給不足を補ふために又專麻は軍需に應ずると共に学麻の補充用として、それ〳〵標記の增産目標を定めたのである。	播種數量	増産數量
	〔生産費高面積〕	〔生産費高面積〕
亜麻	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇

增産の制度は生産數量の外に新たに種子面積について之を行ひ、既往の生産成績及び生産適地を考慮した上、学麻については青森縣下外四十一府縣、大麻については北	播種數量	増産數量
	〔生産費高面積〕	〔生産費高面積〕
大麻	九、三三〇、〇〇〇	一、五一八、〇五〇、〇〇〇

道府縣に對して行ふこととし、甘藷は關東以西二十八府縣に、馬鈴薯は北海道及び青森縣へ增産割當を行つた。

右增産計畫遂行のために政府は昨年の蕪湖、蘇州に鑑み、買上價格の引上げをなすと共に從來の施設の外本年度に百十九萬圓を計上し次の如き增産奬勵施設を講ずることとした。

(一)種苗育成その他研究事業奬勵　(二)優良種苗の配給事業奬勵　(三)實地指導地設置奬勵　(四)乾燥及製造設備奬勵　(五)配給統制奬勵　(六)增收機作奬勵　(七)增産奬勵金の交付　(八)共同育苗圃設置奬勵　(九)共同育苗指導。

三　酒精原料の甘藷と馬鈴薯

甘藷、增産目標	一、九〇〇、〇〇〇貫
馬鈴薯、增産目標	二三、〇〇〇、〇〇〇貫

液體燃料資源に乏しいわが國では揮發油及び酒精の混用によつて一部の自給を强化することは極めて緊要である。政府は昭和十一年以降内地産甘藷及び馬鈴薯を原料として酒精の製造に着手し、昭和十八年度には百八十萬石に達せしめる計畫を樹立したが、昭和十四年度には酒精製造量を六十五萬石と定め之に必要な標記數量の甘藷、馬鈴薯の生産をそれ〳〵增産目標としたのである。

過去に於ける甘藷及び馬鈴薯の生産及び消費狀況を見るに、前者は約十億萬貫、後者は約五億萬貫であるが、そ

海道外三十七府縣へ、更に亞麻については北海道に對して割當を行つた。

右の增産計畫達成のために政府に於ては軍需品として の買上價格を適正に決定すると共に約五十七萬圓の經費を計上して、次の如き增産奬勵施設を講ずることとした。

(一)種苗育成その他研究事業奬勵　(二)苧麻に付いては優良種苗の配給事業奬勵　(三)苧麻纖維調製機設置奬勵　(四)實地指導奬勵。大麻については增加面積に於ける種子購入費助成及び亞麻については種子購入及び之と混播すべきクローバー種子の購入費助成。

五　繭

基準數量　七九、四六一、〇〇〇貫

增産數量　製絲用繭　一八、二八九、〇〇〇貫　新用途繭　二五〇、〇〇〇貫

生絲がわが國輸出品中の大宗である事實に鑑み、繭の增産計畫を樹立し、輸出の增進を圖つて外貨の獲得に資し併せて國内に於ける纖維原料の自給と農家經濟の安定を期することは現下に於て最も緊要の事柄である。こゝに於て平年作と認むべき基準數量に對して生絲の需給關係を考慮して決定した標記增産數量を定めて增産計畫を樹立し、これに基づき道府縣の繭生産力を參酌して生産割當を行つた。

政府は右增産計畫達成のために既往の各般の施設の徹底を期するの外、之に關する經費四八五萬圓を計上して次の如き增産奬勵施設を講ずる事とした。

(一)繭增産奬勵金の交付　(二)蚕作防止施設助成　(三)桑園病蟲害防除施設助成　(四)速成桑園の設置助成　(五)指導督勵助成　(六)新用途繭の增産施設。

六　木炭

增産目標　普通木炭　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇貫

ガソリン代用木炭　四〇、〇〇〇、〇〇〇貫

わが國に於ける木炭の消費は逐年增加し昭和十三年度に於ては約六億九千萬貫に達してゐるが、昭和十四年度に於ては右に加へて一般家庭用木炭の需要增及び各種重工業の發展に伴ひ銑鐵竝びに特殊鋼製造用、二硫化炭素用、活性炭素用、金屬工業用等の工業用としての普通木炭の需要增等の外木炭自勤車の急速な普及計畫に伴ふガソリン代用木炭の增産が緊急の要務となつて來た。この需給の狀勢に鑑み、燃料國策遂行上、普通木炭及びガソリン代用木炭について標記の增産計畫を樹立し、道府縣別の生産割當は平年作柄に於ける生産量を基準として之に地方の實情を斟酌して決定し特に積雪地方については增産割當を加增したのである。政府は右增産計畫達成のために約百九十五萬圓の經費を計上し次の如き施設を講じ以て遺憾なきを期することとした。

(一)炭窯構築施設　(二)製炭技術傳習施設　(三)前易運搬施設　(四)雪中製炭施設　(五)增産奬勵金の交付。

七　畜産物

畜産物は平戰兩時を通じて國民生活上、又國防上必要缺くべからざる資源であるが、殊に今次事變に際しては牛肉、皮革、羊毛、兎毛皮等に對する軍需の激增、乳製品、鷄卵等及びその加工品の輸出、畜力の利用に依る農村勞働力の調整竝びに厩肥に依る肥料補給等、畜産の重要性增加の趨勢に鑑み本年度より標記の增殖目標を定め長期建設の情勢に應じて遺憾なきを期したのである。而して畜産の特殊性に鑑みて增殖計畫の目標を五ケ年後に置き、年次別計畫を樹立し、それ〴〵地方の實情に應じて道府縣別生産目標を定めたが、鷄については輸入飼料の關係上羽數の增加は自然の趨勢に依らしめ專ら産卵能力の向上に重點を置いたのである。

右の增殖計畫達成のため經費約四十五萬圓を計上し、各般の助成施設を行ふ外種牡牛及び種緬羊の貸付を行ふ

	基準數量	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年
牛	一、七四〇、〇〇〇頭	一、七四〇、〇〇〇頭	一、八六九、一〇〇頭	二、〇四六、四〇〇頭	二、三三三、八〇〇頭	二、九九九、六〇〇頭
豚	一、一〇七、八〇〇頭	一、二二六、五〇〇頭	一、三六五、四〇〇頭	一、五一八、八〇〇頭	一、六四六、四〇〇頭	一、六八〇、四〇〇頭
緬羊	八九、六〇〇頭	一〇一、六〇〇頭	一一四、六〇〇頭	一二七、一〇〇頭	一四四、四〇〇頭	一四三、八〇〇頭
兎家	四、三二一、〇〇〇千匹	四、七一四、〇〇〇千匹	五、六八一、〇〇〇千匹	六、八四五、〇〇〇千匹	七、一五四、〇〇〇千匹	七、四八六、〇〇〇千匹
鷄	三、六四三、九六八、三九一千羽	四、〇四三、三五、七三六千羽	四、四〇三、二一五千羽	四、一三六、三三八千羽	四、二二六、六六千羽

ことゝした。

八 水産物

魚類	一、六、七五七、〇〇〇貫
貝類	一、九八二、〇〇〇貫
藻類	二、二九二、〇〇〇貫

わが水産業の根幹をなす沿岸漁獲物の増殖を圖ることは、軍需竝びに國民食糧の供給確保及び輸出増進上緊要なる事項であつて標記の増産計畫を樹立したのであつて、實施に當つては出來得るだけ消費の規正を受けてゐる漁業用資材の使用増加を避けて増産の實效を擧げることに主眼を置いてゐる事は注意すべきである。右増殖計畫の遂成のため經費約五十五萬圓を計上し次の如き施設を講ずることとした。

(一)道府縣職員漁業指導助成　(二)漁業用飼料購入助成
(三)漁具漁法改良助成　(四)深部着生てんぐさ採取助成
(五)淺海貝藻類稚苗採取助成　(六)魚巣普及助成。

敍上の増産計畫の遂行は時局下諸般の事情に鑑みまことに容易ならざることである。殊に事變勃發以來農山漁村よりの人馬の應召徵發竝びに軍需工場その他への勞務者の供出に伴ふ農村勞働力の激減、或ひは肥料、飼料その他農林水産業經營必需資材の供給の梗塞及び配給の不圓滑、或ひは生産物の價格に對する懸念等は増産計畫の途上に横はる最も大なる障碍と云はねばならない。

農林省は目下その對策を綜合的に考究實施し萬遺憾なきを期しつゝある次第であるが、この増産計畫樹立以來、中央地方を通じて所期の目的達成に獻身的努力を重ねて居り、銃後の農山漁村民は戰場に於ける兵士の如く、農を以て君國に奉ずるの決意を以て凡ゆる障碍を突破して計畫生産の遂行に涙ぐましい努力をつゞけてゐる。この官民の一致協力に依つて、計畫は現在のところ一部の地方に旱害震災等の災異があつたにも拘はらず、幸にも順調に進みつゝあるが長期建設下に於ける皇國にとつてまことに喜ばしき次第である。

新民會とは何か

——その役割と活動狀況——

新民會は、茲に早くも一年有半の歷史を有した。想へば兵馬倥偬の中にあつて、その實績は必ずしも滿足すべきものではなかつたが、皇軍の戰果擴大と共に、東亞新秩序の黎明は覺醒中國民衆の積極的協力と相俟つて、我々に輝かしき將來を約束するものである。

ところが、新民會の本質或ひはその設立の意義について、識者の徹底的認識が缺けてゐるきらひがあるので、こゝでその解明を行ふと共に、現在の工作狀況を概括して、識者の參考に資したいと思ふ。

新民會の本質

堯の德を讚へた歌に

日出而作　日入而息
鑿井而飲　耕田而食
帝力于我何有哉（帝王世紀）

——大意——

終日勞作して、日没に至り休息する。井戸を鑿そこ飲み、田を耕して食ふ。帝の恩惠とりとめてあやうなけれど、屈託なき治世のこの上なきを知る。

といふのがあるが、これは百姓をして、その所を得しめる思想であり、皇道が億兆をしてその所を得しめると同樣である。

新民會の仕事は百姓が自ら進んで活

救國少年隊と婦女宣撫隊

宣撫班の活動は大別して二つとなる。

一つは「從軍宣撫」で、これは皇軍の戰鬪に參加して終始その作戰を援けるものであるから、如何にすれば軍の行動を有利ならしめ勝利を收めることが出來るかといふ一點に全神經は集中される。從つて與へられる任務

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

動を起し、大いにその能力を發揮して新中國の發展を圖るやうに導くことである。即ち、蒙昧な人民の活動を指導するのが新民會であり、またそれこそは新民會の本質なのである。

例へば太陽、雨、風、治水工事、肥料の配給等の如きは政府官吏の取扱ふべき仕事即ち政治であるが、農夫個人のなすべき仕事は政府に於て取扱つてはならない。若しそれをやれば、法治主義に陷り人間を機械化することとなる。新民會の仕事は正しく農夫の仕事をなすものである。

近代資本經濟の社會に於てはどんな郷村僻地もその羈絆を脱することができない。穀物の豊作は必ずしも農夫の喜びではない。そこで新民會は素朴な封建的中國の農業を、近代的組織、經營に向上せしめ或ひは合作社を興して農民の金融經濟を潤はさねばならない。

また匪賊が横行し、治安狀態のよくない中國に於ては、匪賊に對し己を守るの道、即ち自衛力を養はねばならない。郷村の自給と自衛が確保されるならば、その部落には自ら政治が行はれるやうになる。これが郷村自治である。この自治は西洋に於ける自治と異り、自然に起つて來る自治であり、權力によつて押へつけたものではない。

即ち新民會は、かういふ見地から、郷村を經濟的に強化し、科學的に合理化して、中國の再興を圖らうとするのである。かくして新民會の郷村縣が實現するならば、その頭は新民會員であり、こゝに新民會の理想が行はれるのである。從つて新民會は實に新中國の母體をなすものといひ得るのである。

一、新政權を護持し民意暢達を圖る
一、地産(農業)を開發し民生を安んず
一、東方の文化道德を宣揚光被す
一、剿共滅黨の大義の許に反共戰線に參加す
一、友隣締盟の實現に邁進し人類平和に貢獻す

これは新民會の綱領であるが、要するに、新民會の本質は新民主義の實踐にある。

次に新民會は常に滿洲國の協和會と併稱せられる。事實この兩者が政府と表裏の關係にある民衆指導教化機關であることは同樣である。然しながら茲に注意すべきことは、これらを通じての日本の新政權に對する協助の行き方である。滿洲國では、日本の滿洲國建設に對する協助は政府に於ける日系官吏と、協和會に於ける日系會員の兩面から行つてゐるが、北支では、臨時政府の組織に少數日系顧問が參畫してゐる外、日系官吏は之に干與してをらず、即ちこゝに於ては新民會を通じてのみ日本の協助が行はれてゐるのである。この特質は日本の大陸經營に於て銘記すべき事柄である。

新民會の機構

次に工作概況を述べる前に、新民會の機構を一瞥してみよう。

イ、中央機關

先づ會長(政府官班者を推戴す)、副會長、顧問の下に中央機關として北京に中央指導部が置かれ、部長、次長、委員等の役員を設けてゐる。最高議定機關には中央指導部委員を以て組織され

は情報蒐集、傳令連絡、物資と人夫の調辨等を主として、あらゆる部門に亙るのであるが、他の一面は大いにこれとはその趣を異にし、硝煙彈雨の跡も生々しい我が占領地區の中から、あらゆる困難を克服して一鍬一鍬新東亞建設といふ新局面を拓いて行くのである。

考へてもみよ！破壞し盡されて恐怖以外何物も殘つてゐない荒涼たる中から建設面を見出すことが如何に困難なことであるかを。

第一、宣撫の對象となる住民は足腰立ため逃げ遲れた老幼病者のほが誰も殘つてはゐないのが普通であるに、一應戰局が收拾されるとすぐ宣撫班は倦まず撓まず、民衆の皇軍に對する恐怖心を解消させようと懸命な宣傳——口頭宣傳、文書宣傳、施療、施食等極めて多角的に行ふ——をつゞけて避難民を歸來せしめ、恐怖、絶望のドン底に喘いでゐる彼等の中から輝燿たる生氣と燃ゆるが如き希望を甦らしめ、これを土臺として第一歩から新生面を打開して行くのである。實に皇軍占領地區内の治安はこの一點に出發して確保されて行くのである。

▽　△

東亞新秩序建設の大理想を達成するには、どうしても國共兩黨の二十年來の排日侮日教育のため腦裡に深く烙印されてゐる抗日意識を支那人の頭からぬぐひ去り、そして彼等が進んで日

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

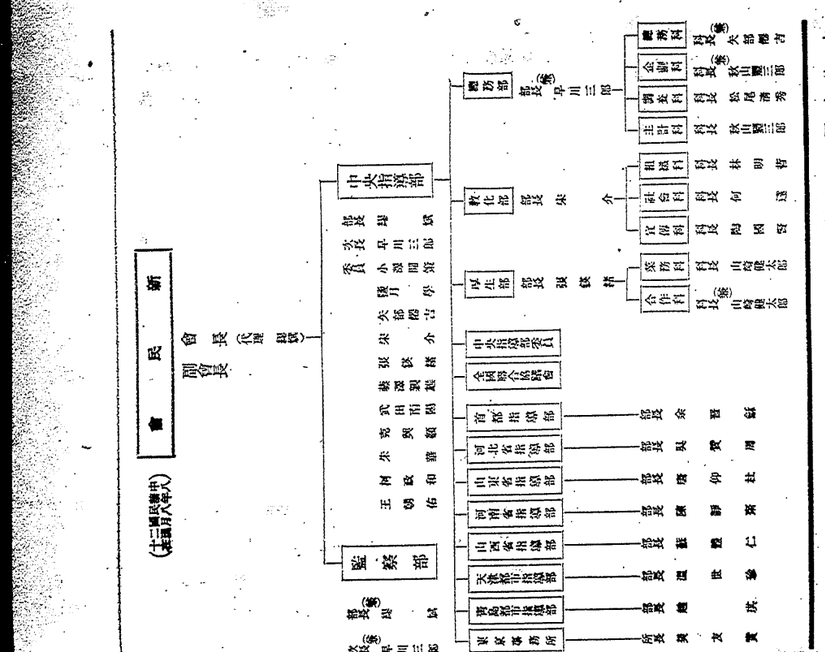

本を協力するやうに輔導せしめねばならない。かういふ趣旨から、實施班が協力を以て中國國民たる少年達に完璧の手を差し延べるのは實に當然のことである。

敎國少年隊を組織し滑々その成果をあげてゐる。

少年隊に入隊するものは凡そ十歳より十五歳の可憐な少年であるが、彼等は數年の後には立派な一人前の青年となり、新中國を背負つて立つ指導者ともなる筈である。

敎國少年隊の指導眼目は、何も重要な一つと言へよう。

育成こそ東亞新秩序建設運動中最も重要な一つと言へよう。

敎國少年隊の指導眼目は

「我等は新中國建設の大使命を擔ふ。」

といふ自覺に滿足し

た中央指導部委員會があり、中央指導部長の諮詢機關をも兼ねてゐる。

ロ、地方機關

省、道、縣に各級指導部を設き、省政府所在地その他特定都市には都市指導部を置いてゐる。北京には市指導部があり、天津、青島には特別市指導部がある。省指導部、首都指導部及び特別市指導部は中央指導部に直屬し、道、縣、都市指導部は省指導部に直屬してゐる。地方機關の現勢は省指導部四、道指導部九、縣指導部七一（未幾度設置豫定數八〇）、都市指導部五である。

ハ、分會

分會は、首都指導部、縣、道、都市指導部に構成する新民會の組織單位である。構成は會員の職業別によるのを原則とし、地方の特殊的情形により分會の活動力を活潑ならしめ、その社會の勢力を指導し、新民會精神の普及徹底上、地域別、職場別、若しくは民族別の方がよいときはこれによつて構成する。分會の現勢は、細類二、分會數二三五、會員總數約八〇、〇〇〇である。この數字は入會手續を完全にすませた者だけで、この外現在各地で登記考査中の者は約一七〇、〇〇〇である。

ニ、聯合協議會

聯合協議會は指導部長の諮詢に應じ、重要事項を審議し、且つ正當に民意を暢達するために設けられ、毎年一回又は必要に應じて召集される。又これは全國、省、道、縣(市)の各級聯合協議會に分けられる。

「祖先以來日本と協力し、中國を侵し中國人を塗炭の苦に陷らしめた國賊を撃滅して國を救ふ。」

といふ意思の發露に外ならない。

どこの共通點をあさ子嬢でも、その精神を少年府に向け ない道理はない。

高橋氏のこの工作が益々成功して行くと、殊に特に非常第八路軍は孤立となつてこれが切り崩しに拍車が始める。

「日本は今軍人が足りなくなつて困つてゐるから中國の少年を教育して兵隊に仕立てる。」とか、

「敎國少年隊に入隊した村は燒き拂ふ。」

とかいふのがそれであるが、もう少年隊が組織される位の地區

ホ、監察部

監察部は會長の任命した監察員を以て組織され、本會々務並びに會員の狀態を審査するものである。

ヘ、會計

本會の經費は會費、國庫支出金、事業收益金等を以て之に充てる。

現在何をしてゐるか

新民會の工作は、今のべた細胞組織を通して、新民主義の實踐を行はうとするものであるが、現段階に於ては次の諸制約を受けてゐる。

一、治安は遂日恢復を見つゝあるが、なほ殘匪賊の蠢動は、鐵道沿線外の奥地に於ける工作を阻害する。

二、黨軍のゲリラ戰術は執拗に續けられる。

三、農村經濟の崩壞―農民購買力の減退と信用力の絶無は應急的非常對策を需要する。

こんなわけで新民會の當面に於ける工作は地域的には鐵道沿線地區の確保、部門的には國共兩黨に對する理論鬪爭の展開、鄕村青年の尖鋭反共戰士としての訓練、農村經濟の應急的救濟―合作社、互助社の運營といふことに主力が注がれた。

青年訓練

質實剛健、堅忍不拔なる青年の育成訓練は次の諸點から、新民會のすべての工作の前提條件をなすものである。卽ち

イ、青年訓練は新中國青年層組織化の基底たるべき國力充實强化運動である。

ロ、青年訓練は新國民意識に依つての國民中堅層の獲得であり、新民會の理想達成に於ける中核分子の獲得である。

ハ、青年訓練は國共兩黨の蠢動に對する堅固なる障壁の構築である。

ニ、青年訓練は國防、産業、文化の根源の培養である。

このやうな意義に基づいて、新民會は先づ昨年五月北京に中央訓練所、天津に河北省青年訓練所、通縣に冀東道青年訓練所を設け、全北支の優秀青年を選拔して、各縣青年訓練所の指導者としての訓練を行つたが、その後これらの優秀な青年が指導者として巢立つにつれ、各縣青年訓練所が相次いで設立されるに至つた。現在所數六八、卒業者約四、〇〇〇、在所生約三、〇〇〇である。

なほこのほか全國青年に新民精神に依る指導と訓練を施し、彼等に對し新民會員たる資質を與へるための實踐的訓練組織として新民青年團が設けられてゐる。

本團は新民青年訓練所卒業生並びに新民少年團で訓育を受けた年齡十八歲以上三十歲未滿の者を主要分子として構成されてゐる。

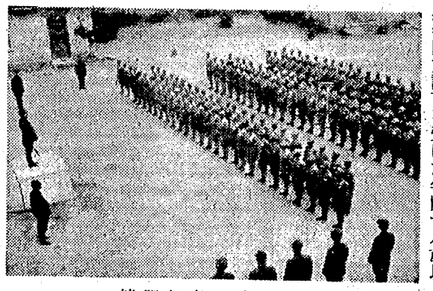

新民會の青年訓練

更に學生指導機關として、新民青年運

は充分に治安が確保されてゐるし、敵の宣傳が終始一貫して出鱈目ばかりで未だ嘗つて眞實であつた例がないので、これ位の道宣傳で日本軍を疑ひ動搖するやうなことはない。

▽　△

現在北支にあり宣撫班の指導下にある救國少年隊は凡そ八十を超え、いま組織進捗中のものを合はせると實に百以上になる。その編成は十數名よりなる小隊及び數個小隊より成る中隊を單位とし、隊長は人望あり學識を有する優秀なる中國青年か、學校教員等を以てこれに當てる。

訓練は學科と實地とに分れ、學科は精神教育、日語教育に重きを置き、實科はその土地々々の狀況に應じて適宜增減するが、宣傳の手傳ひ、簡單な傳單貼りから、敵側宣傳物の漁撈、各愛護村の連絡情報蒐集、鐵道巡察等出來るだけやらせるのである。

一例を北京西南十里の妥礦地門頭溝に見るに、同地には凡そ百四五十名よりなる「救國少年隊」があり、彼等はかはいゝ揃ひの制服を着し、而かも堂々たるバンドを編成して、それを先頭に宣傳行進を行ひ、或ひは少年劇をゐくつて防共親日劇を公演するなど、實に立派なものである。

▽　△

少年宣撫隊はこのやうに着々と所期の目的に向つて進捗しつゝあるが、多年の抗日教育に

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

動實施委員會があり、本會は北京各公私立中小學校長を委員として包含してをり、學生雄辯大會、學生懸賞論文の募集、運動會、音樂會、集團旅行等を通じて學生新民運動の指導にあたつてゐる。

農村經濟

支那農村の崩壞は既に事變前に方々で起つてゐた現象であつた。この時に當つて今次事變が勃發したことは彼等に再起不能の深酷な影響を與へたのであつた。一般的流通經濟の行きづまりに加ふるに敗殘匪の惡虐は掠奪暴行の限りをつくし、甚だしきはある鄉村の如き、全村三十九戸を燒かれ戰區農民は遂に默類以下の生活さへも許されない實情にあつた。

そこで新民會の農村工作は絶對的なものである。即ち新民會は先づ「組合」ともいふべき合作社、互助社の運營による無信用農民に對する貸付を計畫し、專らこの方面に主力を注いだ。更に流通物資の梗塞狀態に對處しては中央物資斡旋所を設立し、また農民を奸商の搾取から免れしめるためには合作社交易場を設立した。

イ、合作社、互助社

北支は元來中國に於ける合作事業の發祥地であり、その發展には比較的見るべきものがあつた。然しながら、それは無計畫的・無理想的に行はれたため、實績には何等見るべきものがなく、寧ろ農民の負擔を重からしめるに役立つてゐる。

新民會はこの合作事業の合理的運營をはかるために、從來の華北合作事業委員會を接收、新たに新民合作社中央會を設立し、更に中央指導部厚生部に合作科を置いてこの事業を組織的に進めることにした。

現段階に於てこの工作は信用合作社に重點がおかれてゐる。これは前にも述べた農村の現狀からして當然であるが、極めて少數の地方に於ては運銷合作社がこれによつて兼營されてゐる。こゝに新民合作社並びに互助社の社數、社員數を掲げると次の如くである。

合作社	三六社	社員	六三三人
互助社	三四八社	社員	一六四三四人

―中國二八年四月末現在―

資金方面は社員出資金のほかに先づ華北合作事業委員會より引繼いだ借權を以てこれに當て、合作社資金としては、この外に五十萬圓事業資金がある。その大部分は、合作社貸付、互助社貸款、種子貸付、綿繰工場復興資金その他現物貸付として使用せられた。現在、合作事業は、農村經濟崩壞の深酷であつただけに、極めて顯著な實績を擧げつゝある。

ロ、中央物資斡旋所

新民會中央物資斡旋所は、新民合作社中央會と不即不離の關係を有し、後者が日本內地の產業組合中央會であれば、前者は全國販購聯の役割を勤めるものといへる。

各道縣內に生產せられる諸物資は、中央物資斡旋所の斡旋によつてこれを北京市その他に賣捌き、また道、縣の必需品で不足を生じてゐる物資は、中央物資斡旋所が北京市その他中國の各都市から集め、或ひは遠く日本內地、滿鮮、蒙疆より輸移入して該地に供給するものである。

日滿の鬱憤に堪へない妹妻たち(前者)

よつて抗日一色に塗りつぶされてゐる支那の家庭を淨化し、彼等を新東亞建設の大理想に向つて再出發せしめるには婦婦堀坂な少年少女の善導とともにその母や姉さん達に呼びかけ、眞に家庭の中から醸成せしめる必要がある。そこでわが宣撫班は

占領地區に定着すると、その土地の有志の細君やインテリ婦人達に働きかけ、「婦女宣撫隊」を組織せしめる。

婦女宣撫隊の結成によつて何よりも效果のあるのは、彼女達によつて戰禍の跡の殺伐な空氣の中に和かな雰圍氣が醸成されることである。甲斐々々しく婦女宣撫隊といふ赤い襷をかけた若い婦女達が街頭に立つて、「皆さん」と黃色い聲で呼びかけると、もうその邊りは歡聲に滿ち和平憧憬の氣分が渦卷いて來るのである。

この觀面の效果はとても男の手では擧げることは出來ない。婦女宣撫隊は宣撫班の一翼としてその指導の下に

一、日滿支の提携

ハ、合作社交易場

交易場の設立趣旨は前にも觸れた如く、農村取引の中間搾取を除かうといふのである。

いま、宛平縣新民合作社交易場業務暫行規定によつて、その内容を摘記してみよう。先づ、この交易場に上場される農産物は原則として合作社員自ら生産した農畜産物又は小作料若しくは報酬として受けた農畜産物であつて、その所有するものに限られてゐる。

その他の工作

この外、新民會は民衆の職業輔導工作として、勞工協會の設立、醫療工作として新民藥の施療救濟藥箱の配給設置、保定新民醫院の開設、民衆醫療班の結成等を行つてゐる。就中、勞工協會の設立は、大陸經營に於ける勞働者問題が起つてゐる折から、その成果を大いに期待されてゐる所である。

勞工協會には現在首都指導部勞工協會、天津都市指導部勞働協會の二があるが、いま前者について見るならば、その設立趣旨は『勞働者を積年の痛苦より救ひ、勞働大衆の幸福を求めんため、本市(北京)勞働界全體及び友邦(日本)建設事業各機關と聯合して勞工協會を組織し、新民主義を奉じて勞工資源の供給、勞働者生活の保護改善を行はんとするものである』(首都指導部勞工協會宣言文より)

今、最近に於けるその業務實績を見るに、登記會員數三、〇八一人、供給延人員約六七、〇〇〇人となつてゐる。

—北支派遣杉山部隊報道課—

二、婦人の智能啓發
三、婦人の生活向上
四、副業の奬勵

等を眼目とする實際宣傳と實務とに拠ほり、宣撫班あるところ大概その組織があつて、隊長は縣長夫人や縣の高級官吏、教育家の細君が當つてゐる。

婦女宣撫隊は少年隊に比して組織の上からいへば比較にならない程低調であつて、未だ限られた上流有識階級の特志的參加の域を脱してゐないが、然し新中國の建設は家庭から再出發せねばならないのであるから、やがてはこの必然の前に擴大強化されて、新東亞建設に向つて堂堂の行進を開始するであらうことを確信するものである。

—北支派遣杉山部隊報道課—

世界捕鯨戰の話

農林省水産局

捕鯨發展の三時代

世界最大の捕鯨漁場である南氷洋にはイギリス、ノールウェー、ドイツ、日本、アメリカ、パナマ等の各國から三十餘隻の捕鯨母船が出動し、火花を散らしての捕鯨爭覇戰を演じてゐる。その生産する鯨油は毎年四十萬噸乃至五十萬噸に達してゐるが、捕鯨の歴史を振りかへつて見ると、捕鯨の發展には三つの大きな時代があり、現代の南氷洋の捕鯨は第三回の捕鯨發展期に相當するのである。

第一回は北氷洋、殊に北大西洋中のスピッツベルゲン島を中心としたものである。その最盛期は一六五〇年から一七五〇年までで(一時代の中頃)、オランダ、イギリス、ドイツ等から多數の捕鯨船が出漁して一大國際漁場を現出し、殊にオランダとイギリスとの間には激烈な捕鯨戰が演ぜられた。その當時捕獲してゐた鯨は脊美鯨類で、鯨油と鯨鬚をとるのが目的だつた。鯨油は燃料として、鯨鬚はコルセットその他の細工物として、高價に取引されたのである。しかし濫獲の結果次第に鯨が少くなり、十九世紀の初めになつてこの漁場は遂に終りとなつてしまつた。

第二回はいはゆるアメリカ式捕鯨の時代であつて、最盛期は一八二〇年乃至一八五〇年(幕末の頃)であつた。その中心地はアメリカの東海岸にあるニューベッドフォード等であつて、抹香鯨をとるのが目的だつた。この捕鯨は全世界の海洋を跨にかけて行はれたもので、一航海に長きは數年を要するものもあつた。明治維新の前後、日

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

本の沿岸にも時々來航したから、これに刺戟されて日本でもアメリカ式捕鯨を計畫した者もあつたが、成功するまでには行かなかつた。

以上第一と第二の時代には漁法は極めて舊式で、帆船に捕鯨用ボートを積んで出港し、鯨を發見すればボートを降し手投銛で捕獲したもので、從つて捕獲する鯨は泳ぐスピードの遲い、また殺した場合水中に沈まない、脊美鯨、抹香鯨等に限られてゐた。

第三の時代は一九二五年から現在に續く時代であつて、南氷洋に於ける母船式捕鯨の時代である。この母船式捕鯨は一八六三年ノールウェーのスベンドフォインがいはゆるノールウェー式捕鯨法を案出したのにはじまる。これは汽船の船首に捕鯨砲を据付け、この捕鯨砲から銛を發射して鯨を捕獲するもので、從來の方法では捕獲することの出來なかつた長須鯨、白長須鯨、鰮鯨等も捕獲することが出來るやうになつた。この捕鯨は最初ノールウェー沿岸で行はれてゐたが次第に世界各地の沿岸で行はれるやうになり、殊に二十世紀に入つてからは南氷洋を舞臺として急激に發展し、遂に一九二五年から母船式捕鯨が行はれるやうになり、今日の時代となつたのである。

南氷洋で最初に捕鯨を開始したのは一九〇四年で、ノールウェーのラルセン氏がサウス・ジョージア島に陸上根據地を設けたのが最初である。その後今日に至る迄の發展の順序を年代記風に記せば次の通りである。

一九〇四―〇五年　南氷洋に最初の陸上根據地設置さる（ノールウェー）
一九〇五―〇六年　南氷洋で最初の工船（現在の母船と違ひ舊式のもの）使用さる（ノールウェー）
一九一〇―一一年　イギリス、南氷洋の捕鯨に參加す
一九二三―二四年　ロス海で捕鯨行はる
一九二五年　母船式捕鯨創始さる
一九三四―三五年　日本、南氷洋の捕鯨に參加す
一九三六―三七年　ドイツ、南氷洋の捕鯨に參加す

火花を散らす南氷洋の捕鯨爭覇戰

南氷洋の捕鯨は夏――といつても南氷洋の夏は北半球の冬で、――十二月上旬から翌年三月上旬にかけて行はれる。夏の南氷洋には、鯨の餌である小蝦（主として・ユーハウジア）が澤山に發生する爲め白長須、長須、座頭等の鯨が餌を求めて南氷洋に集るのである。この集つた鯨、しかも充分滿腹して肥り切つた鯨を狙つて各國から捕鯨母船が南氷洋に出漁するのである。

捕鯨母船は總噸數一萬噸乃至二萬噸で最初は普通の汽船を改造したものだつたが、現在の能率の高い最新式の母船はいづれも捕鯨母船として特に建造されたもので、特異の型と構造を持つてゐる。世界最大の母船は一九三七年に建造されたドイツのウニタス號で、同船は總噸數二一、八四六噸、ハルトマン製油機械二十基を裝備してゐる。

一隻の母船に附屬してゐる捕鯨船の數は五隻乃至十隻である。捕鯨船の大きさは通常總噸數二百五十噸から三百五六十噸で、速力は十二節から十六節である。昭和十三年度の漁期に最優秀の成績を收めた捕鯨船はノールウェーの母船コスモス號所屬のもので、九十日間に白長須鯨百二十九頭、長須鯨百三十三頭、抹香鯨九頭、合計二百七十一頭を捕獲した。この船は總噸數五百六十九噸、純馬力二千馬力で、捕鯨船としては非常に大型のものである。

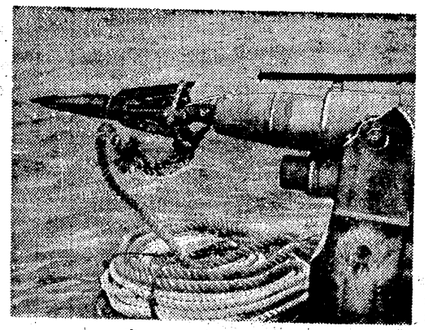

捕鯨砲

最近五ヶ年間に於ける南氷洋の母船式の捕鯨狀況は次表の通りであつてドイツと日本の飛躍的發展が注目される。

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

最近五ケ年間に於ける南氷洋母船式捕鯨狀況

國籍	昭和九年度 母船生産量	昭和九年度 捕鯨船生産量	昭和十年度 母船生産量	昭和十年度 捕鯨船生産量	昭和十一年度 母船生産量	昭和十一年度 捕鯨船生産量	昭和十二年度 母船生産量	昭和十二年度 捕鯨船生産量	昭和十三年度 母船生産量
ノールウェー	隻 三三	九四、三六三	三〇六	一四、三三四	一〇二	五、四三四	一〇八	五、四三四	一〇二
イギリス	九	九、八〇一	八二	四、五九一	一〇一	五、一〇三	一〇八	五、四三四	九
ドイツ			一、一〇三	六	一〇八	五、一〇三	一〇八	五、四三四	七
日本	一	三、〇〇六	一	七、三六八	二	三、六〇六	四	六、四〇四	六
米國									
パナマ		三	五四、三〇〇	二	三〇、二四九	一	一、九〇〇	一、五二七	一
デンマーク				一	三、三六三				
計	三三	三〇、八三五	二四四	六三、九七三	三〇六	四、三三二	九二	二六、三〇三	五四〇

ドイツはマルガリン（人造バター）の原料として一ケ年約二十萬噸の鯨油を必要とし、從來は主としてノールウェーから輸入してゐたが、原料の自給自足を目標に僅か一、二年で健實な基礎を築き上げたのである。

捕獲頭數は次表の通りであつて、昭和十二年度は從來の最高記錄を破り四萬四千頭を突破した。昭和十三年度は未だ詳しくは分らないが、前年に比し非常な不漁で各母船とも大體二割乃至三割の減産であつた。

南氷洋に於ける捕鯨狀況（母船式）

年度	白長須	長須	座頭	鰮	抹香	その他	計
昭和九年度	一五、九四四頭	二、六六四	一、九八六	一四一	五五六	—	二〇、三三三
昭和十年度	二六、五一〇	九、一七一	三、一三一	三	三九六	—	三九、三〇六
昭和十一年度	一四、一八三	一三、三〇三	四、四二〇	二	八五六	二	三二、八二一
昭和十二年度	二六、四五七	二六、四五七	二〇、〇二九	一九	六二四	—	四四、一五三
昭和十三年度	一四、八六六	二、六四七	二、〇〇九	六	六二四	—	約三六、〇〇〇

母船と捕鯨船に乘組む者は、日本船は大部分が日本人で、僅かに數名のノールウェー人を砲手として傭つてゐるだけであるが、外國の母船は砲手は勿論のこと其の他の乘組員殊に事業關係者は從來殆んどノールウェー人であつた。しかし最近ではノールウェー人はむしろ減少し、その反面ドイツ人、イギリス人等が增加して來てゐる。最近四ケ年間の國籍別從業者調は次の通りである。

捕鯨母船隊乘組員の國籍別調

年度 / 國籍	ノールウェー人	日本人	ドイツ人	イギリス人	その他	計
昭和十年度	六、七三二人	四五五	—	—	—	七、一八六
昭和十一年度	七、六七八	八三七	二五五	—	九四四	九、三三四
昭和十二年度	七、八八四	一、八四〇	八六六	四〇一	二二	二、四三二
昭和十三年度	七、五二七	二、七九三	一、三八六	八六六	一四三	三、七〇五

日本捕鯨船の活躍

日本に於ける捕鯨の歷史は相當古いが、ノールウェー式捕鯨は明治三十二年に始まり、爾來今日まで日本各地の沿岸で行はれてゐるのである。しかし母船式捕鯨は昭和九年からで、同年ノールウェーから母船一隻を購入し日本に廻航の途中、試驗的に南氷洋に赴いたのを以て嚆矢とする。それ以來健全な發達を遂げ、昭和十三年度には母船六隻と之に附屬する捕鯨船四十九隻が南氷洋に出漁した。

毎年十月頃、各母船は附屬の捕鯨船と共に日本を出帆して一路南下、赤道を越えて濠洲西南端のフリーマントル港に寄港する。此處に數日滯在して諸準備を完了し、また一路南下する。南緯五十七、八度に達すると氷山及びパックアイス（流氷群）が見えて來る。これからが漁場であつて、母船は南緯五十七、八度乃至南緯六十五度の間の主として印度洋と濠洲南側の海面で操業する。日本を出帆してから約一ケ月で始めて漁場に到達するので

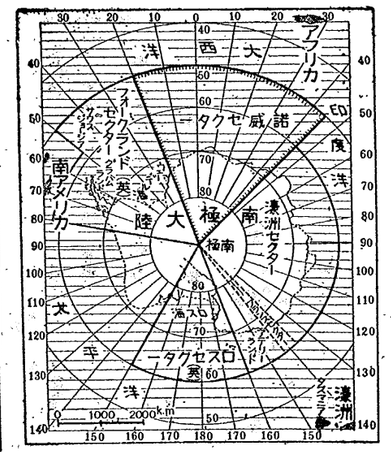

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

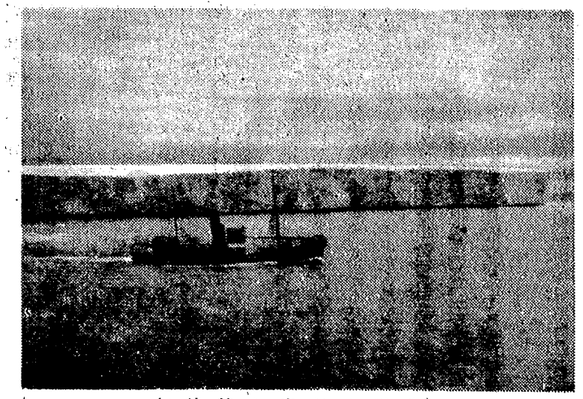

南氷洋の氷山と捕鯨船

ある。ブリーマントルを出て數日すると、いはゆる暴風圏に差しかゝる。暴風圏は大體南緯四十度から五十度の間で、常に西寄りの強風が吹き荒び、船の構造の特異な捕鯨船は殊に難航する。

漁期は十二月上旬から翌年三月上旬迄で、この間捕鯨船は、時化の時以外は連日鯨を追つて狂奔するのである。捕獲した鯨はこれを母船に曳航し、母船は順々にこれを船尾の斜路から甲板上に曳きあげて直ちに解剖處理し、皮、肉、骨等は細斷してボイラーに投入し採油する。從來は鯨油だけを目的としてゐたが、最近は鯨肉、皮革原料、ゼラチン原料、肝臓等も益〻重要視されるやうになつたので、特に內地から冷藏運搬船が數隻南氷洋に廻航されるのである。出來た鯨油は仲積船、又は母船自身が歐洲に運搬しイギリス、ドイツ等に販賣する。

國際捕鯨協定とは

前述の通り現在捕鯨は主として南氷洋で行はれてゐる

が、其の他の世界各地の海岸でも小規模ながら主として陸上根據地を中心としての捕鯨が行はれて居り、全世界では、南氷洋の分をも合算して一ヶ年に約五萬頭の鯨が捕獲されてゐる。鯨は哺乳動物であり滿二年で生殖能力を得るが、一年置きに一回、一回に一頭の仔鯨を產むだけなので濫獲すれば絕滅させる虞れがあり、現在各國の母船の能力を最高度に發揮すれば生產過剩となり鯨油の價額が下落して採算不能となる虞れがある爲め、鯨族保護と鯨油の市價安定を圖るために、昭和十二年六月イギリス、ノールウェー、アメリカ、ドイツ等の各國がロンドンで國際捕鯨會議を開催し國際捕鯨協定を締結した。同協定の規定する主要事項は、脊美鯨及び克鯨の捕獲禁止、仔鯨と仔鯨を連れた母鯨の捕獲禁止、南氷洋に於ける操業期間の制限、捕獲すべき鯨の體長の制限、鯨體の完全利用に關する規定、母船の使用禁止區域、陸上根據地の使用期間の制限、砲手、船員等に對する給料の支拂方法に關する規定等であつて、尙ほ之等の諸規定を遵守させる爲め政府が任命し、また政府から俸給の支拂を受ける監視官を各母船に一名以上乘込ましむべきことを規定してゐる。南氷洋に於ける操業期間は昭和十二年度は十二月八日から翌年三月十五日迄であつたが十三年度以降は更に一週間を短縮して十二月八日から三月七日迄としてゐる。

日本は昭和十二年の會議には代表者を出席させなかつたが、昭和十三年六月再びロンドンで開催された國際捕鯨會議には代表者を出席させ、種々討議の結果、昭和十四年度から該協定に加入することとなるやう、國內法上の必要な手續を進める用意がある旨を聲明した。なほ本年度は去る七月十七日から同二十日迄イギリス、ノールウェー、ドイツ、アメリカ及び日本の間に非公式に會議が開催され蕃殖保護上各國が協調して爲すべき事項等について協議が行はれた。

母船式捕鯨法の由來と、各國の領土宣言

鯨を甲板上に引張り上げて處理する現在の母船式捕鯨

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

法が生れたのには面白いエピソードがある。

最初ノールウェー人はサウス・ジョージア島其の他南氷洋中の島嶼を陸上根據地として南氷洋上に出漁してゐたのであるが、一九〇八年イギリスはこれらの島嶼と附近の海面はイギリスの領有であると宣言した。そしてその區域内の捕鯨は英國政府の免許を要することとし、ノールウェーの業者に對して免許料を強要した。その後一九二四年ノールウェー業者がロス海に於ける捕鯨計畫を發表すると、イギリスは「ロス海はサー・ジェームス・クラーク・ロスの發見した區域で、更にその後スコット、シャックルトン等イギリスの南極探險隊が調査した」との理由で、直ちにイギリスの領有なることを宣言した。そこでノールウェーの業者は苦心研究の結果、領土や領海の問題と關係なく、公海の中で處理をしてしまふ方法を考へ、工船の船尾に鯨體曳揚用の斜路を設け、捕獲した鯨はそのまゝ工船の甲板上に曳きあげて工船内で直ちに解剖處理するいはゆる母船式捕鯨を案出したのである。

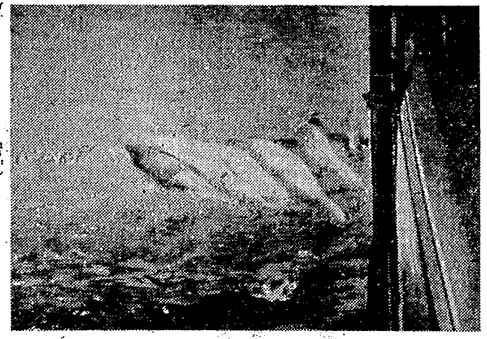

母船の船尾に繋がれた鯨

ノールウェーの窮餘の一策、母船式捕鯨法はかくて今日の隆盛を見るやうになつたのであるが、其の後一九三三年に至り濠洲は南極大陸中の濠洲と印度洋の南側の廣汎な區域について自國の領有を宣言した。この區域は現在日本母船の操業してゐる區域も包含してゐるのである。更に本年一月十四日ノールウェーは自國捕鯨業擁護の爲め其の主たる

操業區域を含めて自國の領有を宣言した。その區域はノールウェーが多年に亙つて調査した區域であり、萬一他國の領有となつた場合に、その區域内で操業する捕鯨母船に對し歴迫が加へられることを恐れた爲めであると云はれてゐる。ドイツも亦昨年から本年にかけて調査船を南氷洋に送りノールウェーの宣言した區域の一部はドイツ領なることを主張したと報ぜられてゐる。最近の新聞紙の報ずるところによればアメリカは本年度バード少將を隊長とする大規模の探險隊を南極に送らうとし、アルゼンチンも南極に自國の領土を主張したと傳へられてゐる。

母船の甲板上に曳きあげた鯨（解剖處理）

かくて最近は南極大陸を繞つて各國の領土主張が盛んに行はれるやうになり、領有を宣言されてゐない區域は僅かに太平洋の南側の一部を殘すのみとなつた。南極の領土は捕鯨業とは極めて密接な關係のあるもので、本問題今後の成行きは捕鯨業の立場から見ても極めて重大であり、これに對しては細心の注意を拂はねばならない。

＊　＊

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

海軍への獻金はどう使はれてゐるか

今次事變勃發以來、國民の時局に對する認識はいよ〳〵深められ、堅忍持久、一致團結、以て國難に當られつゝあるのは感激に堪へません。いよ〳〵長期戰に入り軍民一致、事變に對する認識と覺悟を新たにする時であります。

一人々々のこの緊張の結晶こそ、國民全體精神の上に偉大なる效果をもたらすものであることは云ふ迄もありません。

そして今次事變に對する國民の認識の現はれの一つが報國獻金運動であります。

銃後國民のなすべき努めは多々ありますが、その一つである獻金運動は、銃後熱誠の度を示すバロメーターだともいふことが出來るのではないでせうか。

事變以來赤誠あふれる國民が、我が海軍へ寄せられた獻金・獻品は、七月七日の聖戰二周年記念日に於て、累計三千七百十二萬七千四百六四四十六錢の巨額に達してをります。そのうち國防獻金は二千百六十六萬九千六百五四四十七錢、恤兵金は九百一萬六千六百二十六圓三十八錢、學藝技術奬勵金は五十一萬三千五百七十七圓五十二錢、尙ほこの他に下士官兵家族病院建設資金として五百九十二萬七千五百九十七四九錢がありました。又恤兵品は七百八十六萬一千五百六十九點の多きに及んでをります。

これ等の赤誠は、內地は申すに及ばず、蒙疆、朝鮮、樺太を初め遠く滿洲、支那、布哇、南北米、その他あらゆる全世界に移住する我が同胞から寄せられてゐるのであります。海外、內地その他から送られて來るもの、或ひは直接海軍省を訪れるものの中には數限りない美談と赤誠がぶくまれ當局係官をして感泣させるものが多數あります。かくつもり積つた赤誠が遂に三千萬圓の巨額を越したのであります。

さて海軍當局ではかうして頂戴した國民の赤誠をどのやうに使つてゐるか、それについて說明することに致します。

國防獻金——この獻金では、飛行機、通信機、高角砲、機銃、聽音機、測距儀、望遠鏡、內火艇、戰車等の兵器をつくることになつて居ります。

そしてこれ等の兵器に對して海軍では「報國號」の文字をいれ、これに第一號からの號數を追つてゆき、獻納者の赤誠を永久に我が海軍に留めることになつて居ります。またこの報國號が諸種の事情で使へなくなつた場合には、海軍の經費で新たに次々と代機が製作されます。

事變以來本年七月末日迄の報國號兵器をみると次の通りであります。

飛行機	二一七臺	戰車	九臺
自動車	一三臺	砲類	二八基
內火艇	三五艘	照空指導裝置	三基
機銃類	八九基	望遠鏡	一七三基
通信機	一三六基	測距儀	六〇基
聽音機	六基	雜船	二四艘
觀測車	二臺		

恤兵金——次は恤兵金についてであります。これは七生報國を誓つて連日休むことなく空に、海に、陸に奮鬪を續けてゐる將兵の爲めに利用されるものでありまして、將兵慰問金、遺家族傷病將兵の見舞金等あらゆる廣い範圍に使用されてをります。

土を踏まず殺風景な航行遮斷區域に警戒中の艦船乘員、支那大陸を翔破の海の荒鷲部隊、勇猛果敢な陸戰隊員等々海の勇者にとつても、或ひは又傷ける身を白衣に包んで病院の窓に過ぎし奮戰の日を思ふ將兵にも、或ひは又過去二ヶ年の作戰中に護國の鬼となり靖國神社に神鎭まれる勇者の遺族にとつても、心からなる銃後國民の感謝慰問こそ、何よりの慰問ではありませんか。

事變以來本年五月末まで八百五十七萬二千餘圓のうち、支拂高は五百四十三萬五千餘圓となつてをります。その內譯は

(單位千圓)

軍事扶助事業—大日本軍人後援會及び厚生省を經て地方廳へ交付額	三一八
戰傷病者慰安施設竝びに出征軍人家族助濟施設	三、五三六
恤兵品及び救恤品購入	一、一一九八
戰歿者弔慰金及び戰傷病者慰恤等	三八三
差引使途未定額	三、一三七

となつてをります。

學藝技術奬勵金——は、その名の示す通り砲術、潛水術、航空術、又は航海術等々、あらゆる學藝技術に對する奬勵金及び研究費として利用されるのであります。

恤兵品——主要品種及び數量金額についてみると慰問袋百二十八萬八千箇、その他四百五十二萬一千點、その見積金額四十二萬八千圓で合計五百八十萬九千點、見積金額二百四十一萬三千圓に及んでゐます。慰問袋以外のものは雜誌・御守り・梅干・繃帶・レコード・清涼飲料・煙草・清酒等であります。これ等はすべて第一線將兵及び戰傷病兵に送つてゐます。

我が海軍に寄せられた國民の赤誠たる獻金の使途は以上述べた通りであります。赤誠あふれる國民が海軍による獻金・獻品の御厚情に對し深謝すると共に、當局としてはその赤誠に對し御希望に副ふやう、最も有效適切な方法をとるやう心掛けてゐることを付け加へておきます。

—(海軍省海軍軍事普及部)—

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

日米通商條約廢棄問題

外務省情報部

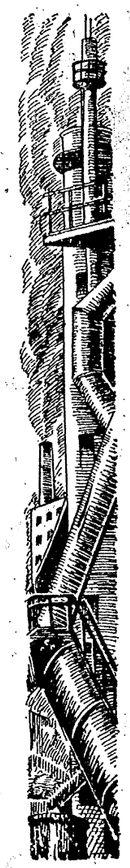

一

去る七月二十六日、米國國務省は我が駐米大使館を通じて、明治四十四年に締結されて今日まで行はれて來たところの日米通商航海條約を、六ケ月の豫告を以て廢棄する旨を通告して來たのであつた。

その通告の公文によれば、「米國政府は、米國と諸外國との通商航海條約について、これ等の條約をその本來の目的に副はしむるために、如何なる變更を加へることが必要であるかを檢討しつゝあつたが、一九一一年に日米間に締結された通商航海條約が、そのうちに新らしい考慮を必要とする條項を含んで居るものであるとの結論に達した。よつてそのやうな新たなる考慮の途を開くがために、且つ米國の利益を保護增進する目的を以て、こゝに米國政府は、同條約第十七條の手續によつてその廢棄の希望を通告し、これによつて本條約が附屬議定書と共に今日から起算して六ケ月の後に終了することを豫期する」といふのであつた。

この米國政府の通告は、我が方としては勿論豫期しないところであつた。

もとより通商航海條約なるものは、常に變化極りない通商關係事項を規定するものであるから、一度結ばれた條約

が無限に雙方の國を束縛することは不合理である。從つていづれも條約の中に廢棄に關する條項が設けられて居るのである。日米通商航海條約に於ては第十七條にそれが規定されてゐる。

故に、米國政府が今回廢棄の通告を行つたことは、この條約の第十七條によつたもので、手續の上に於ては條約に根據を有する合法的の措置であるが、然し、米國政府の通告にあるやうな理由によつてこの條約を廢棄するのならば、この條約の中のいづれの條項が米國の利益を保護伸長するのに妨げとなるのであるか、或ひは如何なる點が修正を必要とするのであるか等の點について、明らかにこれを指摘してこれ等の點を適當に修正するために、現在行はれてゐる條約の改訂を要求するといふことを提議するか、或ひは、現在の條約は一旦廢棄するが、これに代るべき新らしい條約を急いで結ぶために交渉を始めたいといふことを廢棄と同時に申入れるのが、一般に通商條約を取扱ふ外交上の慣例である。

然るに、今回の米國政府の廢棄通告は、さうした外交上の慣例を全然無視した、友好國の普通の外交關係に於ては見られない措置である。こゝに、この通商條約廢棄の動機に對して、單に通告の公文に記されて居るやうな通商經濟上の理由からではなく、多分に政治的な理由が潜んで居るのであらうといふ推測が行はれるのである。

二

由來、米國の國是とするところは、米國は他の大陸の紛爭に捲き込まれずに中立を保持することである。

一九三五年、エチオピア戰爭に關して中立法が設けられたのも、この國是に基づくものであつたが、中立法はスペイン戰爭を經て今度の支那事變にあつたわけである。然るに支那事變以來、中立法の不備が指摘されてその改正が問題となつて居るのである。

本年の米國議會の劈頭に於て、ルーズヴェルト大統領はその教書の中に中立法の改正を勸告したのであつたが、その後、議會に於ては中立法改正に關する種々な議案が提出され、約半年に亙つて非常な論議が行はれたのであつた。

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

かくて去る七月十一日、上院の外交委員會に於て中立法の審議を明年一月の議會まで延期するといふ決議が通過したので、米國政府が希望して居た中立法の改正は遂に實現しなかつたのである。

そも〳〵中立法の改正が主張された理由は、歐洲に大戰が勃發した場合に、海軍力の優勢な英佛が制海權を握つて歐米兩大陸の交通線を確保し、米國の供給する軍需品の輸送を行ふことが出來るといふ點にあつたのであるが、然しこれは一方に於て支那事變に對しては、日本に都合が好く支那に不利な事情となるのであるから、中立法の改正と關聯して、日本に對して特別な措置を講ずるやうな方法を執るであらうと想像されてゐたのであつた。

果せる哉、中立法の改正が愈〻今期の議會に於て絶望となり、一方、いはゆる現金拂自國船條項が五月一日を以て效力を失ふこととなつたが、日本に取つては少くとも來議會までは中立法が發動されず、軍需品の輸入については現狀維持といふことになつたと同時に、七月十五日にはビットマン外交委員長の九國條約違反國に對する軍需資材の輸出禁止案が提出され、さらに、十八日には、明年の大統領選擧に於ける共和黨の候補者と目されて居るヴァンデンバーグ氏から、日米通商航海條約の廢棄案が提出されたのであつた。

三

ビットマン外交委員長の提案は、九國條約に違反して米國民の生命を危からしめ、また米國の權益を侵害した國に對しては武器彈藥は勿論、石油や鐵屑をも賣ることを禁止せよといふ主旨である。

然るに、このビットマン案が上院の外交委員會の審議に移されると、委員會に於てこのビットマン案は日米通商航海條約に抵觸するといふことが問題となつたのであつた。

そも〳〵、日米通商航海條約の第五條には、締約國の一方は一律に他の諸國に對して或る品物の輸出を禁止するので無い限り、或る品物を差別的に相手方の締約國への輸出を禁止することが出來ない約束になつてゐるのであるから、ビットマン案は、明らかにこの條項に違反することになるわけである。

こゝに於て外交委員會は一應國務省の意見を聽くことになり國務省にこの旨を照會したのであつたが、ハル國務長官は七月二十一日に、議會は近く休會することになつて居るからこの輸出禁止案はこれを來議會まで延期した方が適當であると考へるといふ回答を送つて、日米通商條約抵觸問題に對する意見は明らかにしなかつたのである。

また、ヴァンデンバーグ氏の提案は、新らしき情勢に應じて米國の權益擁護の徹底を期し、且つ日本と新條約締結の交渉をするために、現行の日米通商航海條約の廢棄通告を行ふことを政府に要請するといふ決議である。

このヴァンデンバーグの決議案は、ビットマン案が國務省の意見を徵するまでもなく條約違反であるとの結論が豫想されたので、この點に對する非難を除いて日本に對する貿易制限を實現しようといふ目的で提出されたものであると見られてゐたのであるが、この案もビットマン案と同じく各方面に於て相當反對があり、結局、議會の通過は困難であらうと傳へられてゐたのである。

然るに、二十六日、即ち、日米通商條約廢棄通告の發せられた日の午前に至つて、突如ヴァンデンバーグ案の審議が延期され、その午後廢棄の通告が突如として日本に向つて發せられたのであつた。

四

支那事變に對する日米の關係は、事變の當初に於ては米國は公正なる態度を示して居り、我が方としても特に米國の權益の尊重について意を用ひて來たのであつた。從つてこの間二三の不可避の事件が發生したのであつたが、いづれも圓滿なる解決を見て、何等、日米間に疎隔を來すが如き事實が存在しなかつたのであつた。

故に我が方としては、支那事變に對する帝國の眞意を諒解し、進んで東亞新秩序の建設への協力を吝まざらんことを期待したのであつたが、歐洲に於けるいはゆる全體主義國家と民主主義國家との對立が激化しつゝある情勢と相俟つて、米國内に於ける全體主義國家排擊の輿論が高潮した事情等もあり、最近に於ては日本に對する感情も相當惡化しつゝあつた際であつたから、米國政府としても、遂に今回の

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

如き措置に出たものであらうと推測される。

なほ、日米通商條約の廢棄通告が、恰も日英東京會談に於て、天津問題の背景をなすところの一般原則に關する意見の一致が成立した直後に發せられたことについて、米國新聞等に、日英會談に於て英國が執つた態度の如何に關はらず、米國は獨自の方針を以て進むべく日本の對支行動を承認するものでないことを表明するために行はれたものであるといふやうな論評を下してゐるものもあるのである。

然しながらかくの如きは極めて當を失した見解であつて、現在米國に見受けられる日本に對する誤解は、戰爭遂行の途中である非常事態から直ちに將來を推測して誤つた結論に到達して居ることに基づくものであつて、この種の誤解は事變の終ると共に消失すべきものであらう。

なほ、通商條約の廢棄に對する各新聞の所報等を綜合するに、中立法改正の不成立その他の內政上の意味も多分にもつてゐることが想像されるのであるが、かうした事情のために日米通商條約が犧牲となつたものとしたならば、我が方としては甚だ迷惑千萬の次第である。

要するに、今度の日米通商航海條約の廢棄は、甚だ複雜した事情の下に行はれたものであるが故に、我が方としては、愼重に事情を考慮して適當なる對策を樹立すべきである。

寫眞週報

第七十八號
八月十六日發行

☆ 斷乎と守る北洋の權益
北洋の怒濤と闘ひ、ソ聯の不法船迫を撃りつゝ、五萬人のわが漁夫は敢然と既得權益を守つて、優れども捲きぬ漁場を縱橫に活躍してゐる。

× ソ聯の示威とわが監視
× 鮭の沖取及び陸場漁業の壯觀
× 鮭の加工
× 『濃霧を衝いて』 北洋漁業をみる (記事)

☆ 九段の父に會ふ
八月六日、全國津々浦々から上京した戰歿遺兒の代表千三百二十四名は靖國の社頭に今は亡き父の賢と相見え、自ひたかつた父と心ゆくまで對面の感激に浸つた。

☆ 海外通信

內閣情報部編輯
定價十錢

精動の頁

興亞奉公日設定される

八月十一日興亞奉公日の設定に就いて、平沼內閣總理大臣が內閣告諭を發し、その內容は末號掲載の通りであります。

興亞奉公日設定ニ關スル件 (昭和十四年八月八日閣議決定)

國民精神總動員委員會決定ノ「國民生活日」ノ趣旨ヲ探擦シ左記ニ依リ興亞奉公日ヲ定ム

一、趣旨 當日全國民ハ擧ツテ職場ノ勞苦ヲ偲ビ自肅自省之ヲ實際生活ノ上ニ具現スルト共ニ興亞ノ大業ヲ翼贊シテ一億一心奉公ノ誠ヲ效シ强力日本建設ニ向ツテ邁進シ以テ恆久實踐ノ源泉タラシムル日トナスモノトス

二、名稱 興亞奉公日

三、日 一日

四、實施項目 取リ敢ヘズ國民精神總動員委員會決定ノ「國民生活綱要」ノ趣旨ノ遵守勵行但シ地方ノ實情ト對象トニ應ジテ項目ニ於ケル多少ノ增減變更ハ差支ナク且ツ右ノ實施ニ關スル具體的方法ハ地方ニ於テ夫々其ノ實情ニ卽シ適宜之ヲ定ムルモノトス

五、實施 昭和十四年九月ヨリ實施シ非變中之ヲ繼續スルモノトス

興亞奉公日がきまるまで

御承知の通り「公私生活を刷新し戰時態勢化するの基本方策」が國民精神總動員委員會で決定され、閣議もその趣意を大體相當と認め、實行し得るものから順次之を實行に移すことになつて居つたのでありますが、その基本方策の中に、實行項目として先づ第一に「國民生活日の設定」といふ事がありました。それにはかう書いてあつたのであります。

「政府は毎月一定の日を國民生活日と定め、特に當日は全國民職場の勞苦を偲び、强力日本建設に向つて邁進し、嚴肅闊達なる氣分を以て國民生活綱要に副ひ日本精神を如實に顯現して、自肅自省、之を實際生活の上に具現し恆久實踐の源泉となす日たらしむること」

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

この所謂「國民生活日」に就いては、政府に於て毎月一定の日をきめて貰ひたいといふのが委員會の意見であります。よつて先般來內閣情報部の定例國民精神總動員部會で、各省關係官の間で協議を進めてをりましたが、大體成案を得て荒木大臣に報告し、先日荒木大臣から閣議に諮り、諸大臣の意嚮もきゝ、その結果去る八日の閣議に於て正式に「興亜奉公日設定ニ關スル件」が決定されたのであります。かくて基本方策に所謂「國民生活日」は、こゝに「興亜奉公日」といふ名稱を以て設定され、更に八月十一日の閣議決定により之に關しての內閣告諭が發せらるゝに至つたのであります。

去る八日閣議決定になりました「興亜奉公日設定ニ關スル件」によりますと、「國民精神總動員委員會決定ノ「國民生活日」ノ趣旨ヲ採擇シ左記ニ依リ興亜奉公日ヲ定ム」といふわけで、名稱は「興亜奉公日」、日は毎月一日といふことになりました。設定の趣旨は次のやうに規定されてをります。

當日全國民ハ擧ツテ職場ノ勞苦ヲ偲ビ、自肅自省之ヲ實際生活ノ上ニ具現スルト共ニ、興亜ノ大業ヲ翼贊シテ一億一心奉公ノ誠ヲ效シ、强力日本建設ニ向ツテ邁進シ以テ恆久實踐ノ源泉タラシムル日トナスモノトス

設定の趣旨

「興亜奉公日」を設定した趣旨はいふまでもなく、委員會決定のいはゆる「國民生活日」の趣旨を採擇になつたわけでありますが、その名稱については種種と候補に上つたわけであります。「興亜日」「職場日」「職場を偲ぶ日」「國民奉公日」「國民反省日」「興亜生活日」「興亜報國日」「興亜奉公日」等々、その中から選ばれたのが、この「興亜奉公日」—興亜の大業を翼贊して全國民が奉公の誠を效す—まことに國家的でありまた國民的であり、如何にも時宜に適した名稱を得たものと喜ばしく思ひます。

それならばいはゆる「一定の日」といふのは何日にするのが適當か。これについては一日說と七日說とが大部分であります。—尤もある縣の實行委員會では、二十一日說といふのもあつたさうです。これはその頃月給を貰ふからだといふのでした。

それはとも角として、一日說と七日說とはいづれも相當の理由があります。一日說によりますと、一日といふ日は、わが國で古來祭祀を重んじ特に朝早く起きて神社にお參りするとか、

家庭でも赤い御飯をたいて心を新たにするとか、或ひはその月の計を立てるとか、種々と意義のある日となつてをります。現に工場などで一日には國旗掲揚式を擧行したり、揃つて神社に參拜したりしてゐる所も少くないのであります。從つて「興亜奉公日」の趣旨に照して一日といふものは極めて適切であると思はれるのであります。

一方七日說も今次非變との關聯を考へ、特に職場を偲んで自肅自省、これを生活の上に現はさうといふ趣旨からすると、これまた意義ある日とも思はれるのであります。現にこの日を選んで自肅自省克己修養の日として實踐してきた地方もあつたのであります。

また今回のいはゆる「國民生活日」設定に當りましても、各地方では大變熱心で、中央で政府の決定するのを待ちきれず、早くから實行委員會を開いてその府縣限り國民生活日を設定された所も二三ありますが、それには七日ときめたやうであります。—もつともその決定の際、政府できまつたらそれによるといふ留保付のやうにもきいて居りますが一例へば大阪府では「職場を偲ぶ日」と名付け、愛知縣では「縣民報國日」と稱し、また廣島縣では「縣民克己日」といひ、また德島縣では「國民生活日」を固有名詞とし、いづれも七日を以てこの日と定め、八月七日既に實行せられたといふことです。一日說、七日說、いづれも相當の理由がありいづれも結構に相選ありません。閣議では相談の結果一日といふことに決定されたのであります。

何を實踐すべきか

ではこの日の實踐內容をどうしたらよいでせうか。

國民精神總動員委員會でこの「國民生活日の設定」といふ問題が審議された當時を回顧しますと、最初の案にはこの日は「國を擧げて一切の歡樂場を休業せしめ酒無し日とすること」といふ意見があつたのでありますが、いよいよ決定に際しては、最初に述べたやうになつたのであります。卽ち考へ方としましては「强制力による享樂の廢止がなければ徹底ができない」といふ考へ方と、「かういふことはあくまで自發的でなければならない」といふ考へ方と、二通りあるわけでありますが、徒らに强制力を用ひて國民の業務または生活を脅かすといふことは固より好ましいことではなく、あくまで自發的であり、自肅自省の結果に期待したいといふことになつたのであります。

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

そこで去る八日閣議決定になりました「興亜奉公日設定ニ關スル件」によりますと、實施項目については次のやうに定められてあります。

取リ敢ヘズ國民精神總動員委員會決定ノ「國民生活綱要」ノ趣旨ノ遵守勵行、但シ地方ノ實情ト對象トニ應ジテ項目ニ於ケル多少ノ增減變更ハ差支ナク、且ツ右ノ實施ニ關スル具體的方法ハ地方ニ於テ夫々其ノ實情ニ即シ適宜之ヲ定ムルモノトス

「國民生活綱要ノ趣旨ノ遵守勵行」これが「興亜奉公日」に於ける全國民の實施項目であります。

委員會決定の「國民生活綱要」と申しますのは、「早起勵行」「報恩感謝」「大和協力」「勤勞奉公」「時間厳守」「節約貯蓄」「心身鍛錬」の七項目であります。これは地方の實情、或ひは對象に應じて適當にきめられ、またその具體的な實行細目もそれ〴〵實情に即應するやうきめられてよいのであります。即ち新展開の基本方針の通り、あくまで地方實情即應主義が採られたわけで、地方色を十分出されて差支へないのであります。

前に述べた通り、既に實行委員會できめた大阪府その他の縣の實行細目を見ますと、大阪府では「當日ノ行事又ハ實施項目」として次のやうな諸項目をきめてゐます。

(イ)早起　(ロ)遙拜　(ハ)正午の默禱　(ニ)一汁又は一菜　(ホ)禁酒　(ヘ)宴會廢止　(ト)學校團體職場に於ては可成當日を期し神社參拜展墓清掃、訓話、講演その他節制ある團體訓練を計畫實施すること　(チ)料理屋・お茶屋・カフェー・喫茶酒場・遊戯場・興行等の自肅

かういふ項目であります。

また廣島縣では六項目を定めて戦時生活に徹するの機會たらしめることを期してをります。即ち

一、早朝神社ニ參拜シ武運長久祈願ヲナスコト

二、終日禁酒禁煙ヲナシ堅忍持久ノ精神ヲ啓培スルコト

三、克己辨當ノ携行、一汁又ハ一菜等ノ簡素生活ヲナシ節約ヲ圖ルコト

四、早起キ徒歩主義等ヲ勵行シ健康增進ニ留意スルコト

五、遊興、觀劇其ノ他遊興的行爲ヲ一切慎ミ生活ノ緊張ヲ圖ルコト

六、以上各項ヲ勵行スル外當日多少ニカカハラズ克己貯金ヲナスコト

この六項目であります。

愛知縣の「縣民報國日實施要綱」を見ましても、中々細目に亙つてゆき屆いた當日の實施事項が定められてをりまして、殊に長期建設に即應する簡素生活の敢行と銃後國民生活、特に都市生活の非戦時色抹殺のためには相當細かな實施事項が示されてゐるのであります。

恒久實踐の日

かやうにこの日は特に職場の勞苦を忍んで心持を建て直し「國民生活綱要」に副ひ、日本精神を如實に現して自肅自省之を實際生活の上に具現し、恒久實踐の源泉となる日」とするのであります。內閣告諭の中にも「毎月一日ヲ以テ興亜奉公日ト定メ之ヲ恒久實踐ノ源泉タラシム」とあります。恒久實踐の源泉たらしめること、これが大切であります。興亜奉公日の實踐事項、これは何もその日一日だけやればそれでよいといふ譯のものではありません。

これを以て恒久實踐の源泉たらしめねばならないのであります。

昔からよく俗に「一日坊主」といふ言葉がありますが、この「一日坊主」に終らせたくない、つまり興亜奉公日にやつたことは將來もつゞけてやつてゆくといふ趣旨で毎月一日に大いに油をかけてやらうといふのであります。

愛知縣の「縣民報國日實施要綱」の一番終りに「實施上ノ注意」として「以上ノ實施事項ハ之ヲ右「縣民報國日」一日ノ實施事項タルニ止マラシメズ之ヲ戦時下縣民毎日々々ノ繼續的實施事項タラシメ以テ習ヒ性ヲ成スノ域ニ達セシメルノ要アリ」と書いてありますが、全くその通り、恒久實踐の源泉たらしめて以て習ひ性を成す域に達せしめてこそ意義があるのであります。一日だけの模範的生活日で終つては困りますし、また此の一日だけは神妙にして翌日は相もかはらずといふことでないやうにしたい。この日にやつた事がその後のよい習慣を生むといふことであつて欲しい。

例へば、今までは寝坊であつた人が、興亜奉公日に「早起勵行」で早起して見たら大變氣持がよい、その翌日も又その翌日も早起するやうになり、遂にこれが繼續するやうになつたと假定しますと、これこそ興亜奉公日をしてその意義あらしめたわけであります。早起は三文の德といひますが、三文どころか、個人的にも延いて國家的にも大變な德になることと思ひます。「一日坊主」で終らぬやう恒久實踐の源泉たらしめたいのであります。

たゞ注意すべきはこの興亜奉公日は單なる消極的な「べからず」の日に終らしめてはならない。むしろ積極的に國

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

策に協力し國力增強に努力する日でありたいのであります。

强力日本の建設へ

國民精神總動員といふことは、前にも幾度か申し上げたやうに、東亞新秩序の建設を目ざしての强力日本建設の運動であり、當面の目標として國力倍加國力の增强に力を盡さねばならないのでありますから、この興亞奉公日はあくまでも國力の增强を圖り强力日本の建設に邁進するの日でなければならないのであります。

それ故に、內閣告諭に於ても「是ノ日卽チ全國民ガ特ニ戰場ノ勞苦ヲ想ヒ、自肇自省的確ニ之ヲ實際生活ノ上ニ具現シ、一億一心、興亞ノ大業ヲ翼贊シ以テ國力ノ增强ヲ圖リ强力日本ノ建設ニ邁進スルノ日タリ」と明らかにされてをるのであります。從つて國民精神總動員の强調日であり、また訓練日であるのでありますが、いはゆるお祭り騷ぎの形式的な記念日ではありません。また萎微沈滯した消極的な日とせず、あくまでも嚴肅であり闊達な御奉公の日でありたいのであります。例へば娛樂機關のやうなものもいきなり休むことを考へないで、むしろどうしたら國策の普及徹底に協力できるか工夫して貰ひたいのであります。

かやうな譯でありますから「興亞奉公日」は全國的なものであります。この一日は全國津々浦々、一億の國民が一心になつて、その決意を新たにし、模範的な生活をしよう、そしてどんな小さな實踐でもそれがつもりつもつて大きな目的を達成するに役立つやう、一億の國民が各自抱く傳統的な精神力大和魂を總動員して國家總力の發揮に努めよう、かくてこそ「國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發揮トニ俟タサルヘカラス」と御諭しになつた御勅語の聖旨に對へ奉る所以ではないか。玆に興亞奉公日の意義が存するのであります。それ故に內閣告諭に於ても平沼內閣總理大臣は「全國民必ズヤ克ク此ノ趣旨ヲ諒トシ小ナル實踐モ之ヲ積ンデ大ナル目的ニ到達セシメ傳統的精神力ヲ集結シテ國家總力ノ發揮ニ努メ以テ叡旨ニ奉對スル所アラン　是レ本大臣ノ深ク全國民ニ期待スル所ナリ」と言つてをられるのであります。

この興亞奉公日は來る九月より實施し事變中繼續することに閣議決定されてをります。卽ち第一回興亞奉公日は來る九月一日であり、恰もこの日は關東大震災の日に當るのであります。

あの慘憺たる災禍の日を想ひ起し、

またこの炎熱の中を前線で生命を的に働いて居られる將兵諸君の勞苦を偲べば、それだけで大いに自肇自省しなければならないわけであります。あの大震災の灰燼の中からもり上がつた復興の努力が、今日の帝都を築き上げたやうに、今次事變の戰火の中から昂揚する國民精神が明日の强力日本を建設しなければならぬのであります。そのための努力の小さい實踐はこの「興亞奉公日」の繰り返すことによつて强調され、訓練され、恆久化されて、こゝに初めて大きな目的に到達することとなるのであります。

從來內閣告諭は滅多に發せられたことはありません。事變勃發直後國民精神總動員の實施されるに當つて發布されたことは、まだ御記憶に新たなることと思ひますが、今回この興亞奉公日設定を機とし、特に內閣告諭の發せられました所以のものも、今後の重大時局に對處して國民精神總動員の力强い展開を要するからであると思ひます。その意味に於てもこの興亞奉公日をしてその設定の意義を十分完うし致したいと思ふのであります。

「公私生活を刷新し戰時態勢化するの基本方策」具體化の各省分擔表

事項	擔任官廳
一、料理店、飲食店、カフエー、待合、遊戲場等の營業時間の短縮	內務省
二、ネオンサインの抑制	內務省
三、一定の階層の禁酒、一定の場所の禁酒	文部省 鐵道省
四、冠婚葬祭に伴ふ弊風打破	文部省 厚生省
五、中元、歲暮の贈答廢止	商工省 厚生省
六、服裝の簡易化	厚生省
七、男子學生生徒の長髮廢止	文部省
八、婦女子の「パーマネントウエーヴ」其の他浮華なる化粧服裝の廢止	厚生省

（備考）

1. 擔任官廳は速かに具體的計畫を立案し主なる協力官廳及中央團體と協議又は送付實施に移すこと
2. 擔任官廳立案の結果必要ありと認めるときは協力官廳を更に追加すること
3. 中央協賛團體加盟團體及其の他の團體を協力して實施を圖ること
4. 內閣情報部は必要に應じ官廳又は團體相互間の連絡調整を圖ること
5. 外地關係に付いては拓務省に於て適宜其實施を圖ること

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

資料

戰時下の勞務動態

—最初の勞働統計毎月實地調査發表さる—

内閣統計局では「勞働統計毎月實地調査令」(昭和十四年勅令第二百八十三號)による最初の調査として本年六月の勞働統計を八月十日發表した。これは從來同局と日本銀行とで發表してゐた勞働關係の統計を合せ、内容を改善したもので、調査方法は同令の規定により、全國の中三十三府縣の工場、交通事業體及び全國の鑛山合計六千九百二十の事業體について毎月實地調査をするもので、六月分がその第一回分である。

この概要は左の通りであるが、まづ目立つことは、昭和十二年七月、即ち事變直前に比して、二十歳未滿の男子青少年工の激增、實際の勞働時間たる延實就業時間指數の增加がうかゞはれるに反して、實質賃銀指數は、工場では男子は一〇%、女子は二%減を示してゐることなどである。

勞働統計毎月實地調査(昭和十四年六月分)

一、男子勞働者に關するもの

	工場	鑛山	交通事業體
就業人員指數	一四五	一〇六	一〇四
内 二十歳未滿	一九六	一三五	九
内 二十歳以上	一〇〇	一〇六	—
實就業時間指數	一六〇	一一三	—
延實就業時間指數	一三四	一二四	一一〇
二十歳未滿の者の實收賃銀指數	一一三	一三七	八六
二十歳以上の者の實收賃銀指數	九〇	一一三	八八
實質賃銀指數	一四二	一八五	一二五
二十歳未滿の者の一日平均賃銀實額	二八五	二八八	二九九
二十歳以上の者の一日平均賃銀實額			

二、女子勞働者に關するもの

	工場	鑛山	交通事業體
就業人員指數	一〇六	一三三	一〇七
内 二十歳未滿	一二六	一四七	一〇六
内 二十歳以上	一〇九	一〇九	一〇六
實就業時間指數	一二四	一三三	—
延實就業時間指數	一八	一二四	九一
二十歳未滿の者の實收賃銀指數	一二	一三二	一〇七
二十歳以上の者の實收賃銀指數	九八	一〇七	八四
實質賃銀指數	一〇九	一八九	一一七
二十歳未滿の者の一日平均賃銀實額	一〇七九	一〇八〇	一一四五
二十歳以上の者の一日平均賃銀實額			

三、男女總體に關するもの

	工場	鑛山	交通事業體
就業人員指數	一二九	一〇六	一〇四
内 二十歳未滿	(一三六)	(一三七)	(一〇三)
内 二十歳以上	(一二六)	(一〇三)	(一〇〇)

備考

一　指數は昭和十三年七月を一〇〇として表したるものなり。

二　就業人員指數とは其の月に於ける出勤勞働者の延人員を昭和十二年七月の延人員に比較して算出したるものにして産業界の景況を察知する一資料たり。

三　實就業時間指數とは其の月に於ける出勤勞働者延人員の實際就業總時間(早出・居殘、遲出・早退を加減したるもの)を其の月に於ける實際就業延人員にて割り之を昭和十二年七月のものと比較して算出したるものなり。之は勞働者の實勞働時間の增減を示すものなり。

四　延實就業時間指數とは其の月に於ける出勤總勞働者の共の月に於ける實際就業總時間全部を合計し、之を昭和十二年七月のものと比較したるものなり。之は各産業の實勞働總量の增減を表示するものなり。

五　實收賃銀とは現實に勞働者が收得する賃銀(歩增、手當等を含みたるもの)の實額にして半期年末の賞與及實物給與は之に包含せず。

六　實質賃銀指數とは其の月の實收賃銀指數を其の月の生計費指數にて割り、之を昭和十二年七月のものと比較したるものにして賃銀の値打の增減を示すものなり。

七　就業人員指數、實收賃銀指數及一日平均賃銀實額を二十歳未滿と二十歳以上とに區分したるは我が國の勞働界に於ては滿二十歳を界として經驗工と然らざるものとに分るゝ情勢なるを以てなり。

最近公布の法令

内閣官房總務課

海員養成所官制
(七月十日公布勅令第四百五十八號)

高等官等俸給令中改正ノ件
(七月十日公布勅令第四百五十九號)

船員素質の優秀化は海上産業の發展を期するに極めて緊要なる處從來我が國に於ては普通海員の養成施設の見るべきものなく教養並びに技術の向上に遺憾の點が尠くないので組織的養成機關として海員養成所を設置したもので、職員として所長(奏任官たる教諭を以て充てる)教諭二十八人等を置くこととし、之に伴つて海員養成所教諭の官等俸給を定めたものである。

アジア経済研究センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

◇機業工業試驗所官制中改正ノ件（七月十二日公布勅令第四百六十九號）

◇昭和十二年勅令第三百八十九號洪業二國間業務調査官二關スル件中改正ノ件（七月十二日公布勅令第四百六十八號）

四條の刑罰を為さざること等の規定を設けたものである。

外務省に於ける刑事訴訟法の適用に關する法令の綱修を為らしめる爲の外務省調査官及び外務省綱修官を設け、又同省各部局の機能充實、在外公館整備、復興、殖産、移民、貿易、旅行、文化、衛生、警察、通信、交通、財政、金融、法制、調査、統計等の爲め職員を派遣し、外務省職員を行政、官吏はこれ等に伴つて商務官、官房等俸給令及び在外公館職員令の改正を加へ、又外務省調査官及び主として刑事事務に従事する奏任外交官補、非常任外交官補の設置、その他在外公館の組織、陸、海、空、軍、海軍等のため在外公館職員に對しても其の職員及び

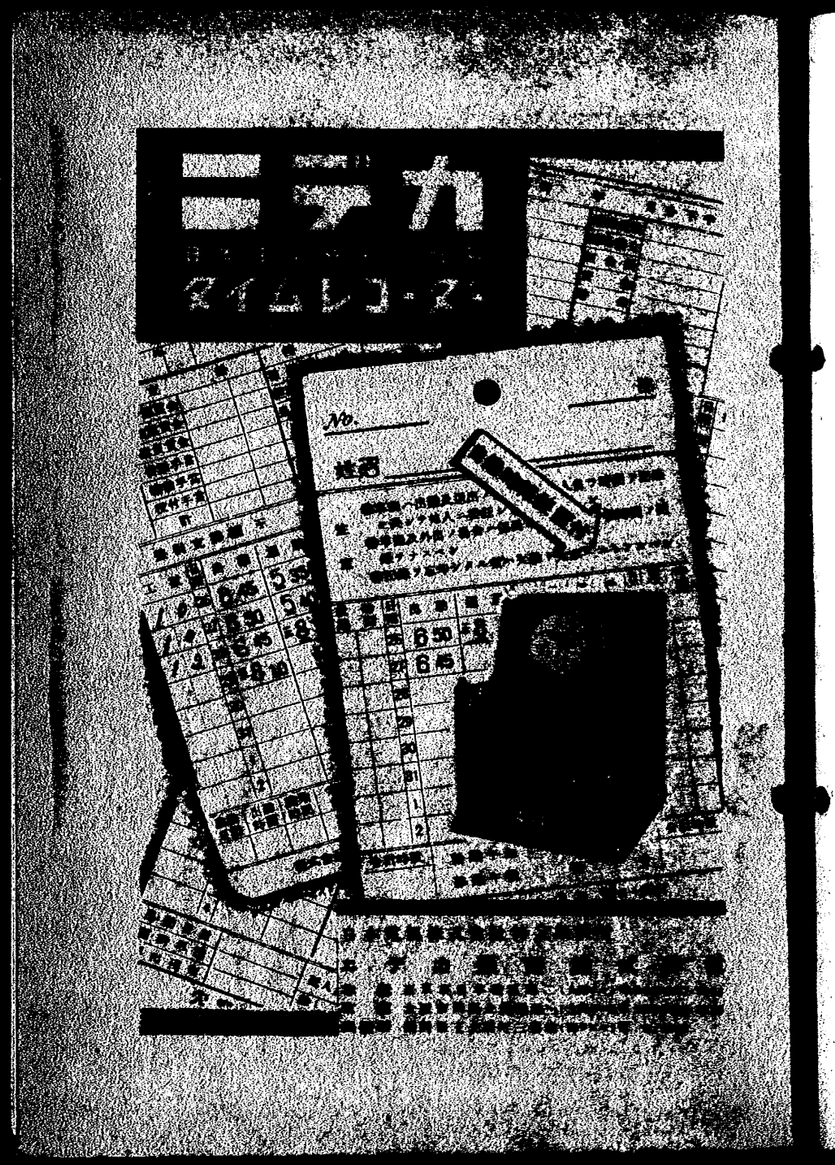

文部省推薦圖書紹介 —一般向—

◇**石川翁農道要典**（石川翁農道要典編纂會）
本書は石川理之助翁の農村更生の事蹟とその指導精神、倫理思想及び和俗、紀行等を選擇編纂したもので、よく翁の全貌を傳へ今日の農村問題解決資料としても好適。（四六判八七三頁、定價一圓八〇錢、送料二四錢、發行日本橋區新川二ノ一四國民法人三井報恩會）

◇**劍道讀本**（野間恒著）劍道は我が國特有のもので初めは武術を練磨することが主な目的であつたが、永い歴史的發達の結果武士道的人格修養の道として發展してきたと、劍道と修養との關係につき道儀なく說き拔の基礎となるべきものを適當に分類し或ひは五倫の書等から例を引き、劍道の極意、奥義を解りやすく述べてゐる。（菊判二四八頁、定價一圓二〇錢、送料一四錢、發行小石川區音羽町三ノ一九大日本雄辯會講談社）

◇**日本風景誌**（脇水鐵五郎著）著者專門の地質學の立場から日本風景の特質を論じたもので國立公園地域を中心に伊豆西海岸、黑部溪谷その他の諸地方に及んでゐる。いづれもその土地の地形、地質等を基礎として考察し、一般の風景鑑賞を一歩進めた風景の科學を說いたものである。（四六判三三六頁、二圓五〇錢、送料一四錢、發行日本橋區通三ノ二河出書房）

◇**親子中心の家族と社會秩序**（河村只雄著）家族は國家の基本單位であり、社會秩序の基礎であるといふ點より「子供本位呼稱法」について、親子中心の家族、「家族制度崩壞論」とその批判、ソ聯に於ける家族制度破壞の經驗、我が國家族制度の根本特質等につきやさしく說いたもの。（小型パンフレット八三頁、定價二十錢、送料三錢、發行東京市品川區上大崎長者丸二八四國民精神文化研究所）

◇**週報合本**　昭和十三年下半　自第九十號　至第百十五號
昭和十三年七月六日發行事變一周年特輯號より同年十二月二十八日號までを合本したもの。（定價送料共一圓三十錢、發行內閣印刷局）

◇**ダンヌンツィヨと和歌**（外務省文化事業部編）最近日伊文化協定が結ばれてより兩國間に於ては更に一層活潑に文化的協力が行はれることとなつた。この際、イタリー文豪ダンヌンツィヨがかつて日本の文學に對し深い關心と理解とをもつた事につきイタリー文學研究家原田謙治氏の述べたもの。（四六判四八頁、國際文化事業パンフレット第三十輯、希望の方は郵券三錢封入の上同部第二課宛御申込みのこと）

お斷り　前號「この欄に「文部省推薦圖書紹介」とあるは「官廳編纂圖書だより」の誤り

官廳編纂圖書だより

週報

昭和十四年八月十六日印刷發行

編輯者　內閣情報部　東京市麴町區永田町內閣總理大臣官邸內
印刷者　發行者　內閣印刷局　東京市麴町區大手町

定價
一部　五錢
半ケ年（前金）一圓二十錢
一ケ年（前金）二圓四十錢
（外國郵便に依る地域は一ケ年四圓八十錢）
半ケ年分未滿配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込みください

申込所
內閣印刷局發行課
電話丸ノ內(23)三五二一九　振替東京一九〇〇〇番
全國各地官報販賣所
東都書籍株式會社　東京市神田區錦町一ノ三三　振替東京九三九〇番
各書店・驛・賣店

御注意
▲本誌より發賣の場合は必ず「週報第何號より發賣」の旨を明記し、且つ右發賣誌を內閣情報部總務課宛に郵送願ひます。
▲本誌編輯部の編輯課は御斷り致しません。
▲內閣總理事に對する御希望や內閣に關しての御意見も週報編輯部宛お知らせ下さい。
▲週報を他へお送りの場合は郵稅壹部五錢。
▲本誌へ廣告御希望の向は內閣印刷局へ

露光量違いにより重複撮影

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

文部省推薦圖書紹介（一般向）

〈石川翁農道奬典（石川翁農道奬典編纂會）〉

本書は石川翁の遺著で石村東生の事跡と其の指導精神、倫理思想及び和歌、紀行等を選録したものであり、よく翁の全貌を傳へ今日の農村問題解決資料としても貴重。（四六判八七〇頁、定價一圓八〇錢、送料一四錢、東京都一二八、日本農道奬勵會）

〈劍道讀本（野間恒著）〉

劍道は我が國特有のもの、初めは武術を強調することが主だが目的となつたが、永い歴史的發達の結果武士道的人格修養の道として發展してきた。劍道と修養との關係について武徳會の範士、或は教士の著書を中心として、或は五倫の書等から例を引き劍道の極意、眼義を解りやすく述べてある。（四六判一四〇頁、定價一圓二〇錢、送料一四錢、一日本名古屋市）

〈日本風景誌（鈴木三郎著）〉

著者專門の地質學の立場から日本風景の特質を論じたもので國立公園地域を中心に伊豆諸島、黒部渓谷その他の諸地方に及んでゐる。いづれもその土地の地形、地質等を基礎として考察し、一般の風景發達史に一歩進めた風景の科學を說いたものである。（四六判二二四、二

宮廷編纂圖書だより

〈親子中心の家族と社會秩序（河村只雄著）〉

家族は國家の基本單位であり、社會秩序の基礎である。本書は家族制度の根本精神等について、親子中心の家族、家族制度崩壊論、これへの批判、ソ聯に於ける家族制度の根本精神等につき述べたもの。（四六判ハンレット八〇頁、定價一圓、送料一四錢、日本學術振興會）

〈週報合本（昭和十三年）〉

昭和十三年七月六日發行事變一周年特輯號より同年十二月十八日號まで、合本した。（四六判、送料一四錢、内閣印刷局）

〈ダンヌンツィヨと組織（外務省文化事業部編）〉

最近日伊文化協定に伴ひ、ダンヌンツィヨ詩人の生涯と作品協力に行はれるこの際、この際、イタリー文化センツィンツィオ、かつて日本の文學に對し深い關心と理解とをもつた事につきイタリーを學個突宗原田謙治氏の述べたもの。（四六判四八頁、同文化事業パンフレット第二十輯、定價の方は郵便切手二錢送料八錢、同部編輯、東京都中央區銀座二ノ三）

お斷り　前號この欄に「文部省推薦圖書紹介」とあるは「宮廷編纂圖書だより」の誤り

週報

昭和十四年八月十六日印刷納本
昭和十四年八月十八日發行

編輯者　内閣情報部
東京市麹町區永田町
内閣總理大臣官邸内

印刷者　内閣印刷局
東京市麹町區大手町

發行者　内閣印刷局

定價

一部　五錢
一ヶ年（前金）　一圓二十錢
半ヶ年（前金）　二圓四十錢
（郵便料込）

半ヶ年分を端數御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい

申込所

内閣印刷局發行課
電話丸ノ内（二）五二一一―九
振替口座東京一九〇〇〇番

全國各地官報販賣所

東部書籍株式會社
東京市中央區銀座二ノ三
振替口座東京一九〇〇番

各書店・賣店

御注意

▲定期購讀の場合は必ず「週報」の題名を明記し、且つ右號數迄の代價を御送金の上御申込ありたく、若し誤つて郵便切手を送られた場合は郵便料の不足分を追加して頂くことがあります
▲本誌の記事は自由に轉載されて差支へなきも、出典は必ず「週報」と明記されたく、又轉載の場合は必ず一部御送付願ひたく、なほ轉載の場合は必ず「週報」の題名を

內閣情報部編輯

週報

八月二十三日號

時局下の海運

歐洲大戰と食糧政策
團體郵便年金と定期年金
事變下の南洋
メキシコを繞る石油問題

第一四九號
昭和十一年十月一日第三種郵便物認可
昭和十四年八月二十三日發行
（毎週一回水曜日發行）
五錢
內閣印刷局印刷發行

週報
昭和十一年十月一日第三種郵便物認可
昭和十四年八月十六日發行
（毎週一回水曜日發行）

(判[A5]格規定國はさ大の書本)

內閣情報部編輯

週報

八月二十三日號

第一四九號
昭和十一年十月一日第三種郵便物認可
昭和十四年八月二十三日發行
（毎週一回水曜日發行）

五錢

內閣印刷局印刷發行

時局下の海運

歐洲大戰と食糧政策
團體郵便年金と定期年金
事變下の南洋
メキシコを繞る石油問題

週報
昭和十一年十月一日第三種郵便物認可
昭和十四年八月十六日發行
（毎週一回水曜日發行）

三共 SANKYO

疲勞恢復に　ビタミンB劑　オリザニン

運動や勞働によつてビタミンBが大量に消費され、その結果體內に乳酸が蓄積し之が疲勞の原因となります
オリザニン（ビタミンB₁）の補給はこの素因發生を防ぎ疲勞を防止します。スポーツ、勉强、戰勞等に當り應用されます
（證明書進呈）　50錠 1.20

東京市日本橋區室町
三共株式會社

（判LA51格規定國ばさ大の書本）

持場へ全力
興亞へ總力

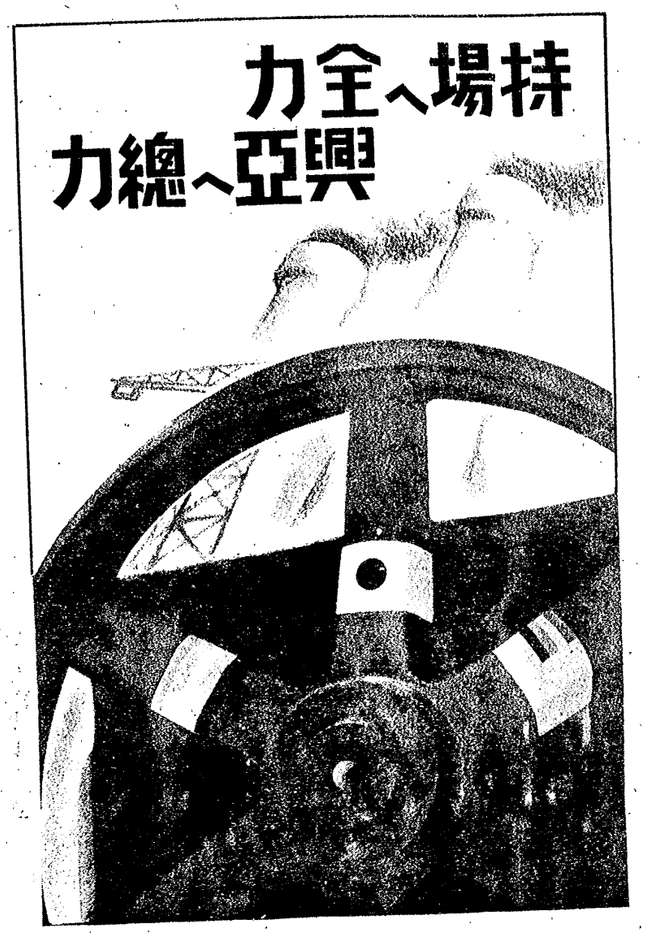

露光量違いにより重複撮影

目次（八月二十三日第二四九號）

時局下の海運　遞信省……
メキシコを繞る石油問題　外務省情報部……
事變下の南洋群島　南洋廳……
團體郵便年金と定期年金の創設　保險院……
歐洲大戰と義糧政策　農林省……
勞動の頁……四
最近公布の法令……内閣官房總務課……四

週間

八月十二日（土）
▽十一日調印された勞働協約調印に際し、ソ聯側の摂政した内容は事實を歪だしく歪曲してゐると、外務省情報部より發表、わが方では外務・陸軍・海軍・商工の各當局合議を開き重要協議を行ふ　▽東亜協議会議開、豪與蘭参加　▽農林省八月一日内地米穀現在高一千九百八十五萬石と推定、昨年より二割一分減　▽ヒトラー總統ベルヒテスガーテン山荘でアノ伊外相と會談

八月十三日（日）
▽ソ・ポー駐ポーランド大使にガンバラ新外相　▽英米聯盟アンチ高揚ポ長ニュクハート氏空軍にヒンスガーテン山荘でヒトラー總統と會見、ダンチヒ問題につき懇談をとゞ

八月十四日（月）
▽日英會談現地軍代表引揚、東京會談遅延に業手引揚げを決定した軍代表武藤少將は、太田中佐、大田、宮本所少佐ら帰国、午前六時羽田着陸行機で現地へ帰還した

八月十五日（火）
▽商工省の投資業者、買材業者を一體とする南洋材の一元統制本日より實施

八月十六日（水）
▽英領國境附近に新作戦、わが軍英領香港と支那廣東省との國境線に近い寶安附近に午前一時陸軍士砲、機銃の激撃をつゞけ寶丸級の砲撃沿岸の掃射を占領し英の拠点路を断つ　▽ドイツの戦線三箇師午前六分爆撃の名主駐独伊大使安達時十五分爆撃　▽臨時議會開拓民資金第一回授産資相官邸に開催、女子開拓民の感謝挨拶をされる

八月十七日（木）
▽復興調査省第三小委員会に大蔵省より復興改正案を提出　▽杉山北支軍最高指揮官、蒋もし誠意を示せば代表出張も、蒋政権とは絶交しない旨言明す　▽クレーギー駐日英大使外務省に加藤公三を訪ね、四度目の會談延期方を申入れたに對し、わが方慎重検討す

八月十八日（金）
▽伏見宮博恭王殿下殿下殿去　▽日英會談クレーギー加藤会談見で、英国、法権問題除外を提議、わが方拒絶す、一方英国ロンドンで第四回明を提す　▽原生省人口問題研究所官制閣議で決定

今週の暦

▽八月二十五日少年義勇兵願書締切